

第 3 次桜井市障害者福祉基本計画

桜井市

目 次

第 1 章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨	1
2 計画にかかわる関連法令の動向	2
3 計画の位置づけ	3
4 第 2 次桜井市障害者福祉基本計画の考え方	4

第 2 章 障害者を取り巻く現状

1 障害者の推移	6
2 障害児の教育環境	11
3 障害者の就業状況	14
4 アンケート調査結果	16
5 ヒアリング調査結果	29

第 3 章 計画の理念と基本方針

1 計画の理念	31
2 ライフステージ別の取り組み	32
3 施策の体系	33

第 4 章 障害者施策の推進

基本方針 1 ふれあいのあるくらしの実現 ～障害者への理解と啓発～	34
基本方針 2 安心して快適なくらしの実現 ～地域生活～	38
基本方針 3 子どもの特性にあった暮らしの実現 ～療育・教育～	42
基本方針 4 すこやかなくらしの実現 ～保健・医療～	45
基本方針 5 はたらく喜びのあるくらしの実現 ～雇用・就労～	47
基本方針 6 ゆとりと生きがいのあるくらしの実現 ～社会参加～	49
基本方針 7 地域で安全なくらしの実現 ～まちづくり～	51

第 5 章 計画の推進

1 計画の推進	54
2 庁内関連機関の連携	55
3 関連機関の連携	55
4 計画の達成状況の点検及び評価	55

参考資料

1	障害福祉基本計画策定のためのヒアリング調査結果	56
2	桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱	61
3	桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会 委員名簿	63
4	桜井市障害者福祉基本計画策定庁内検討委員会 委員名簿	64
5	桜井市障害者福祉基本計画の策定経緯	65
6	用語説明	66

第 1 章

計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 19 年 3 月に『第 2 次桜井市障害者福祉基本計画』を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障害者施策の展開と推進を図り、「ともに生きる社会の実現」を目標に、誰もが安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指してきました。

国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が平成 25 年 4 月に施行（一部は平成 26 年 4 月施行）され、平成 25 年 9 月には、「障害者基本計画（第 3 次）」が閣議決定されました。

平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせた「合理的配慮」を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などに求められることとなりました。

さらに、「障害者権利条約」が平成 26 年 1 月に締結、2 月に条約の効力を発生しました。

本市においては、こうした状況を踏まえ、障害者福祉をめぐる国や県の動向に注視しつつ、障害のある人もない人も互いに尊重し合い、社会全体が当事者を受け入れて合理的な配慮が広がり、共に暮らしやすい地域づくりの実現に向け、『第 3 次桜井市障害者福祉基本計画』（以下、「本計画」）を策定し、今後の障害者施策の展開を図ります。

2 計画にかかわる関連法令の動向

	関連法令	概要
平成 17 年	・発達障害者支援法の施行 ・改正障害者雇用促進法の施行	・発達障害の定義づけ ・ジョブコーチ助成金制度の創設など
平成 18 年	・改正障害者雇用促進法の施行 ・障害者自立支援法の施行 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	・雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援など ・福祉サービス体系の再編 ・総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19 年	・改正障害者基本法の施行	・市町村障害者計画の義務化
平成 20 年	—	—
平成 21 年	・改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が共同で障害者を雇用する仕組みの創設など
平成 22 年	・改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 23 年	・改正障害者基本法の施行 ・改正障害者自立支援法の施行	・目的規定や障害者の定義の見直しなど ・障害者の範囲の見直しやグループホーム等利用助成の創設など
平成 24 年	・障害者虐待防止法の施行 ・改正障害者自立支援法の施行	・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 ・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成 25 年	・障害者総合支援法の施行 ・改正障害者雇用促進法の施行 ・障害者優先調達推進法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など ・障害者の範囲の明確化 ・障害者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項等を規定
平成 26 年	・障害者権利条約の締結	・障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成 27 年	・改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大
平成 28 年	・障害者差別解消法の施行 ・改正障害者雇用促進法の施行	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 ・障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応など

3 計画の位置づけ

(1) 上位・関連計画における位置づけ・・・

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」です。

第5次桜井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図り、施策を推進していきます。

本計画は、障害者に関する施策全般にわたる方向性を表す計画です。

一方、「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスについて、各年度のサービス種類別の見込量等を明らかにする計画となります。

	障害者福祉計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法
性 格	・障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第 11 条第 3 項） ・長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画	・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（障害者総合支援法第 88 条）
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした総合計画の部門計画	障害者福祉計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度までの 10 年間です。なお、国の施策の動向やその後の社会情勢の変化、障害者のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 策定体制

各方面の幅広い意見を反映させるため、市議会議員、学識経験者、関係団体の代表、障害者地域自立支援協議会等からなる「桜井市障害者福祉基本計画策定委員会」を設置し、計画内容について審議・協議を行います。

4 第2次桜井市障害者福祉基本計画の考え方

(1) 計画の視点

①社会のバリアフリー化の推進

障害のあるなしにかかわらず、誰もがもてる能力を発揮しながら住み慣れた地域において、安心・安全に生活できるよう、道路交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化を進めます。また、ハード面だけでなく精神的な心のバリアフリーについても取り組みを進め、すべての市民が生活しやすい福祉のまちづくりをめざします。

②障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開

障害者一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害に応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や民間企業、NPO、地域住民団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整えていきます。

また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの体制を充実します。

③総合的かつ効果的な施策の推進

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療、教育、雇用・就労等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保するとともに、「第4次桜井市総合計画」等を始めさまざまな計画との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

④制度の一元化と相談・サービス基盤の整備

障害者自立支援法の成立により、これまで身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた各種サービスには、新たな「自立支援給付」「地域生活支援事業」として見直し一元化されました。

そのため、身近な地域においてこれら新たなサービスを利用することができ、各種サービス基盤の整備を行うとともに、身近な地域におけるサービス拠点づくりとして、相談支援の充実を図り、社会資源を活用した基盤整備を進めていきます。

(2) 計画の体系

【基本理念】

ともに生きる社会の実現

【基本方針と基本施策】

1 すこやかなくらしの実現

- | | |
|------------|---------------|
| ○母子保健対策の推進 | ○成人保健対策の推進 |
| ○療育の充実 | ○リハビリテーションの充実 |

2 安心して快適なくらしの実現

- 生活安定施策の充実
○福祉サービスの充実
○医療費扶助の充実

3 ゆとりと生きがいのあるくらしの実現

- 教育の充実 ○生涯学習の推進

4 はたらく喜びのあるくらしの実現

- ## ○就業機会の拡大

5 ふれあいのあるくらしの実現

- 福祉の風土づくりの促進

6 地域で安全なくらしの実現

- 生活環境の整備 ○移動・交通対策の推進

7 障害者のくらしを支えるひと・まちづくりの実現

- 啓発・広報の推進
- 情報提供の充実
- 人材の養成・確保

第2章

障害者を取り巻く現状

1 障害者の推移

(1) 人口の推移 . . .

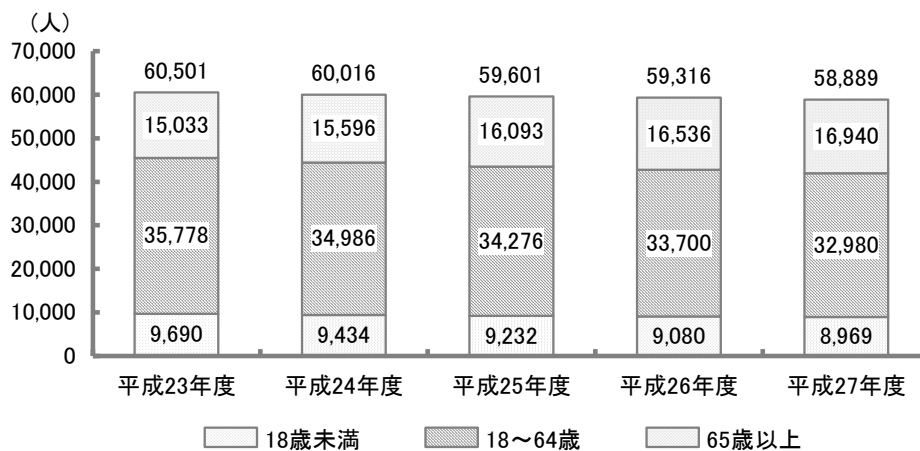
本市の総人口の推移をみると、年々ゆるやかに減少しており、平成 23 年度から平成 27 年度の5年間で約 1,600 人減少しています。65 歳以上の高齢者人口は増加しており、平成 27 年度3月末で 16,940 人であり、高齢化率は 28.8%となっています。

人口の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総人口	60,501 人	60,016 人	59,601 人	59,316 人	58,889 人
18 歳未満	9,690 人	9,434 人	9,232 人	9,080 人	8,969 人
18～64 歳	35,778 人	34,986 人	34,276 人	33,700 人	32,980 人
65 歳以上	15,033 人	15,596 人	16,093 人	16,536 人	16,940 人

資料：住民基本台帳（各年度 3 月末現在）

人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度 3 月末現在）

(2) 障害者の推移 ● ● ●

① 身体障害者

年齢別身体障害者手帳交付数の推移をみると、各年齢区分で増加傾向にあり、平成 27 年度の総数は 3,207 人となっています。

障害等級別身体障害者手帳交付数の推移をみると、4 級、6 級で年々増加傾向にあり、平成 24 年度から平成 27 年度までで、4 級では 48 人の増加となっています。

年齢別身体障害者手帳交付数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
18 歳未満	44 人	46 人	49 人	43 人
18～64 歳	804 人	788 人	777 人	710 人
65 歳以上	2,258 人	2,337 人	2,364 人	2,454 人
計	3,106 人	3,171 人	3,190 人	3,207 人

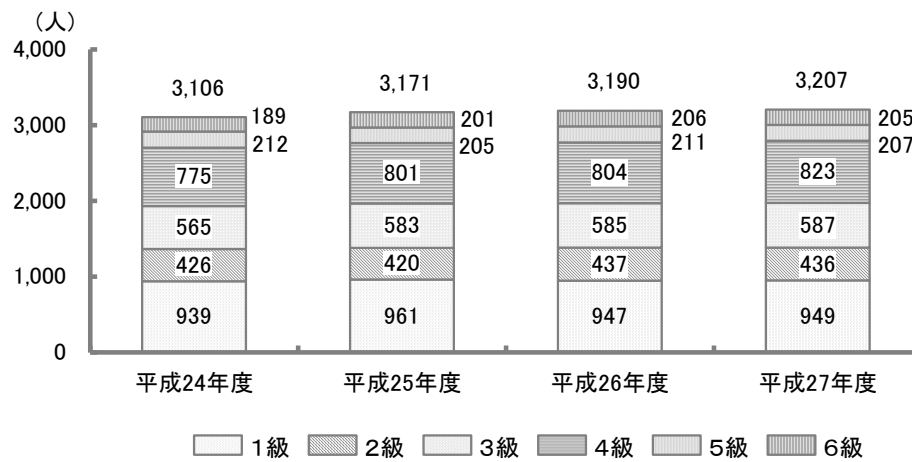
資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

障害等級別身体障害者手帳交付数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 級	939 人	961 人	947 人	949 人
2 級	426 人	420 人	437 人	436 人
3 級	565 人	583 人	585 人	587 人
4 級	775 人	801 人	804 人	823 人
5 級	212 人	205 人	211 人	207 人
6 級	189 人	201 人	206 人	205 人
計	3,106 人	3,171 人	3,190 人	3,207 人

資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

障害等級別身体障害者手帳交付数の推移



資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

障害の部位別身体障害者手帳交付数をみると、肢体不自由が最も多くなっており、1,719 人となっています。等級別でみると、1 級で内部障害が多く 495 人となっています。

障害の部位別身体障害者手帳交付数

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	107	67	14	20	35	24	267
聴覚・平衡機能障害	36	73	46	101	1	103	360
音声・言語・そしゃく機能障害	0	5	23	10	0	0	38
肢体不自由	311	285	372	502	171	78	1,719
内部障害	495	6	132	190	0	0	823
心臓機能	263	2	83	65	0	0	413
じん臓機能	216	0	14	4	0	0	234
呼吸器機能	12	0	22	7	0	0	41
ぼうこう・直腸機能	1	1	12	111	0	0	125
小腸機能	0	1	0	3	0	0	4
免疫機能	3	2	1	0	0	0	6
肝臓機能	0	0	0	0	0	0	0

資料：庁内資料（平成 28 年 3 月 31 日現在）

② 知的障害者

年齢別療育手帳交付数の推移をみると、各年齢区分でやや増加傾向にあり、平成 27 年度の総数は 586 人となっています。

判定別療育手帳交付数の推移をみると、B 判定で増加割合が高く、平成 24 年度に比べ 1.1 倍増加し、平成 27 年度は 340 人となっています。

年齢別療育手帳交付数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
18 歳未満	177 人	152 人	178 人	181 人
18～64 歳	322 人	359 人	352 人	364 人
65 歳以上	34 人	42 人	39 人	41 人
計	533 人	553 人	569 人	586 人

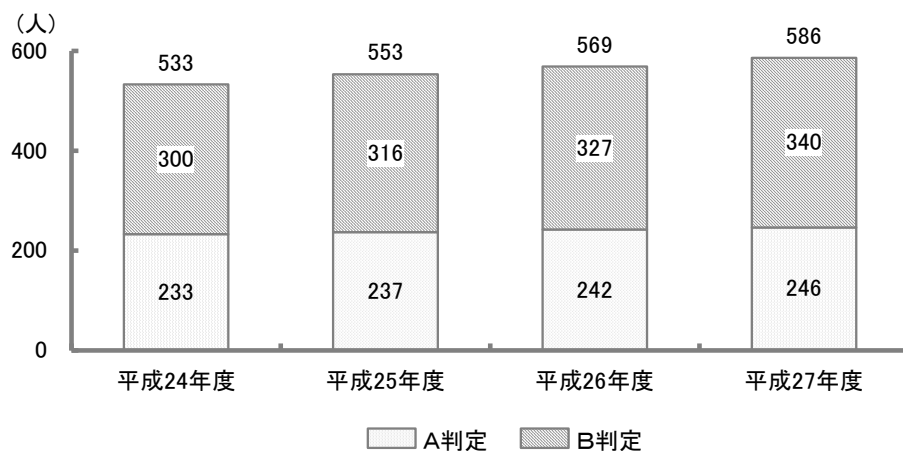
資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

判定別療育手帳交付数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A 判定	233 人	237 人	242 人	246 人
B 判定	300 人	316 人	327 人	340 人
計	533 人	553 人	569 人	586 人

資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

判定別療育手帳交付数の推移



資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

③ 精神障害者

障害等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移をみると、各等級で増加傾向にあり、3級で平成23年度に比べ、2.5倍増加し平成27年度は58人となっています。

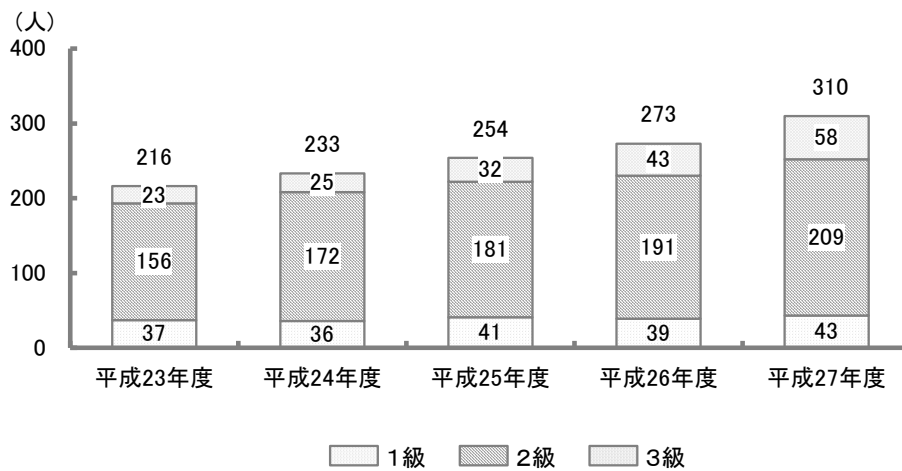
自立支援医療（精神通院）受給者数をみると、平成23年度に比べ119人増加し、677人となっています。

障害等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1級	37人	36人	41人	39人	43人
2級	156人	172人	181人	191人	209人
3級	23人	25人	32人	43人	58人
計	216人	233人	254人	273人	310人

資料：庁内資料（各年度6月30日現在）

障害等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



資料：庁内資料（各年度6月30日現在）

自立支援医療（精神通院）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
自立支援医療（精神通院） 受給者数	558人	614人	642人	641人	677人

資料：社会福祉課（各年度6月30日現在）

2 障害児の教育環境

(1) 小学校就学前の障害児の教育・療育 . . .

心身障害児公立幼稚園通園児数・保育所通所児数の推移みると、ほぼ横ばいの傾向にあります。

心身障害児公立幼稚園通園児数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
園児数	7 人	2 人	8 人

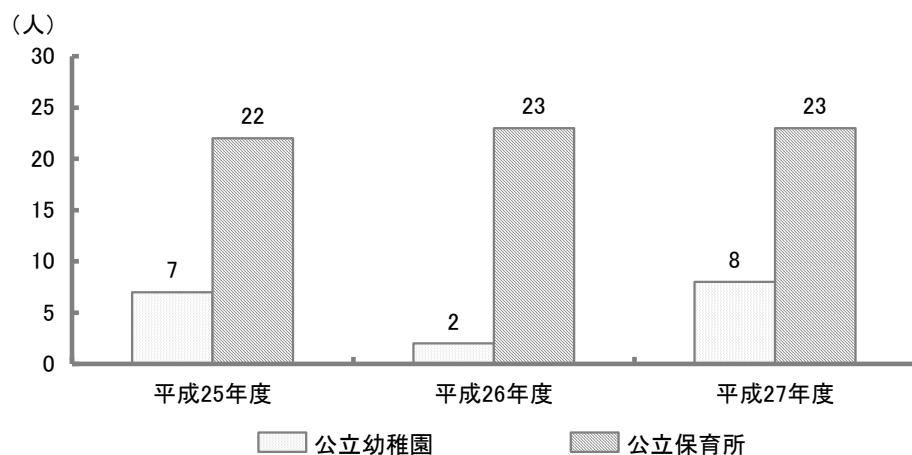
資料：学校教育課（各年度 3 月 31 日現在）

心身障害児公立保育所通所児数の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
園児数	22 人	23 人	23 人

資料：児童福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

心身障害児公立幼稚園通園児数・保育所通所児数の推移



資料：学校教育課（各年度 3 月 31 日現在）
児童福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

（２）小学校・中学校における特別支援教育・・・

児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況をみると、情緒障害が最も多く 123 人となっています。

学年別でみると、小学校 1 年で特別支援学級の生徒が多くなっています。

児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

(単位：人)

	在学者数									
	小学校						中学校			計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	
知的障害	8	4	8	6	6	4	5	5	9	55
情緒障害	25	20	19	13	9	12	5	8	12	123
肢体不自由	1	0	0	1	0	0	1	1	0	4
難聴	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
病弱・身体虚弱	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3
計	34	25	28	20	15	16	12	15	22	187

資料：学校教育課（平成 28 年 3 月 31 日現在）

障害児教育諸学校へ桜井市からの就学状況をみると、県立二階堂養護学校への就学が小学部・中学部ともに多くなっています。

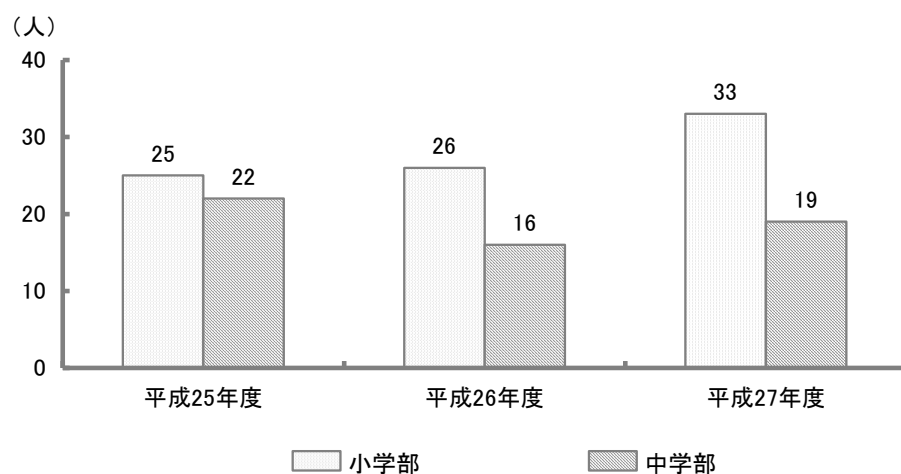
障害児教育諸学校通学者の推移をみると、小学部はやや増加傾向にありますが、中学部はやや減少傾向にあります。

障害児教育諸学校へ桜井市からの就学状況

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県立ろう学校	小学部	2 人	3 人	4 人
	中学部			0 人
県立明日香養護学校	小学部	3 人	3 人	4 人
	中学部	2 人	人	1 人
県立二階堂養護学校	小学部	20 人	20 人	23 人
	中学部	19 人	15 人	18 人
県立養護学校整肢園分校	小学部			1 人
	中学部	1 人	1 人	0 人
県立盲学校	小学部			1 人
	中学部			0 人
計	小学部	25 人	26 人	33 人
	中学部	22 人	16 人	19 人

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

障害児教育諸学校通学者の推移



資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

3 障害者の就業状況

障害者雇用の状況をみると、法定雇用率達成企業の割合が平成 26 年度に比べ 2.4%増加しており、58.6%となっています。

障害者の新規求職申込み数等をみると、平成 25 年度に比べ有効求職数が増加しており、226 人となっています。

障害者雇用の状況（奈良県）

	平成 26 年度	平成 27 年度
企業数	525 社	524 社
法定雇用率達成企業数	295 社	307 社
法定雇用率達成企業の割合	56.2%	58.6%
基礎労働者数	82,223 人	82,447 人
障害者数	1,822 人	1,982 人
実雇用率	2.2%	2.4%

資料：公共職業安定所（各年度 6 月 1 日現在）

障害者の新規求職申込み数等（管内）

	平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度			
	身体	知的	精神	小計	身体	知的	精神	小計	身体	知的	精神	小計
新規求職申込数（件）	86	70	43	199	94	84	69	247	85	71	47	203
就職件数（件）	38	55	12	105	38	44	28	110	41	53	25	119
新規登録者数（人）	31	58	23	112	37	67	40	144	42	54	28	124
有効求職数（人）	37	27	16	80	86	70	48	204	114	64	48	226
就業中の者（人）	285	225	43	553	282	212	57	551	298	233	71	602
保留中の者（人）	351	124	96	571	337	127	88	552	340	131	100	571

資料：公共職業安定所（各年度 3 月 1 日現在）

管内は桜井市、宇陀市、磯城郡 3 町、宇陀郡 2 村、東吉野村

公共職業安定所に登録している障害のある人の状況（管内）

	登録者数		有効求職者		就業者		保留中	
	人	%	人	%	人	%	人	%
身体障害者	752	53.8	114	50.4	298	49.5	340	59.5
視覚	50	3.6	2	0.9	21	3.5	27	4.7
聴覚・言語等	106	7.6	15	6.6	53	8.8	38	6.7
上肢	145	10.4	24	10.6	59	9.8	62	10.9
下肢	208	14.9	35	15.5	87	14.5	86	15.1
体幹	59	4.2	8	3.5	19	3.2	32	5.6
脳病変	8	0.6	0	0.0	4	0.7	4	0.7
内部障害	176	12.6	30	13.3	55	9.1	91	15.9
知的障害者	428	30.6	64	28.3	233	38.7	131	22.9
精神障害者等	219	15.7	48	21.2	71	11.8	100	17.5
計	1,399	100.0	226	100.0	602	100.0	571	100.0

資料：公共職業安定所（平成 28 年 3 月 31 日現在）

4 アンケート調査結果

(1) 調査の目的と概要 . . .

桜井市在住の18歳以上の一般市民1,000名、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方2,000名を対象に、本計画の策定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

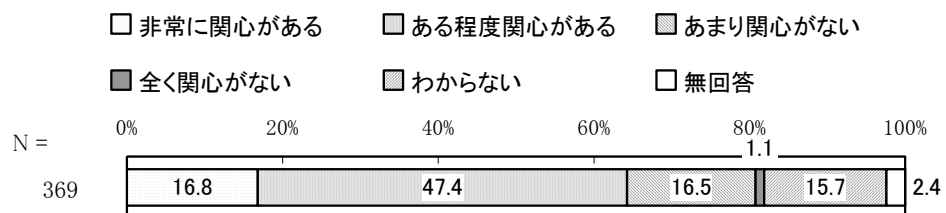
	配 布 数	有効回答数	有効回答率
一般	1,000 通	369 通	36.9%
障害者	2,000 通	943 通	47.2%

(2) 調査の結果（抜粋） . . .

①一般市民

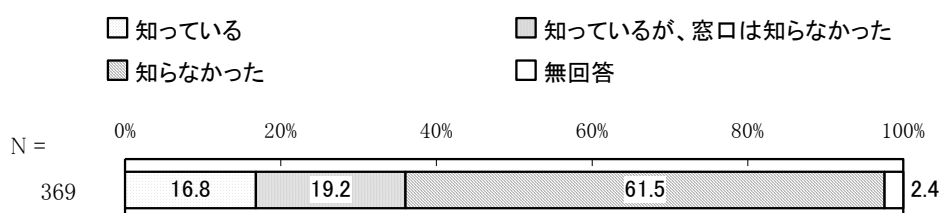
【障害のある方の現状や課題について関心の有無】

「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた「関心がある」の割合が64.2%、「あまり関心がない」と「全く関心がない」をあわせた「関心がない」の割合が17.6%となっています。



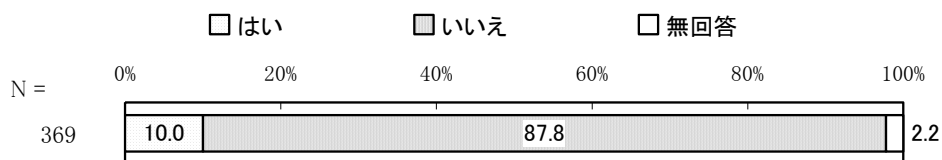
【障害者虐待防止法の施行の認知度】

「知らなかった」の割合が61.5%と最も高く、次いで「知っているが、窓口は知らなかった」の割合が19.2%、「知っている」の割合が16.8%となっています。



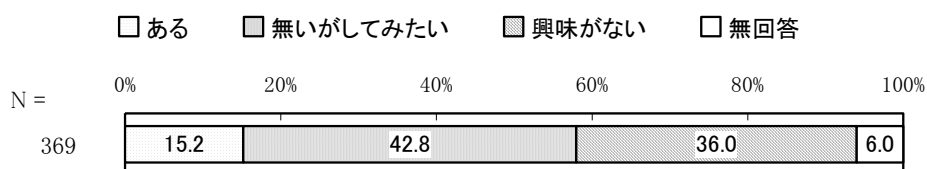
【障害者差別解消法の施行の認知度】

「はい」の割合が10.0%、「いいえ」の割合が87.8%となっています。



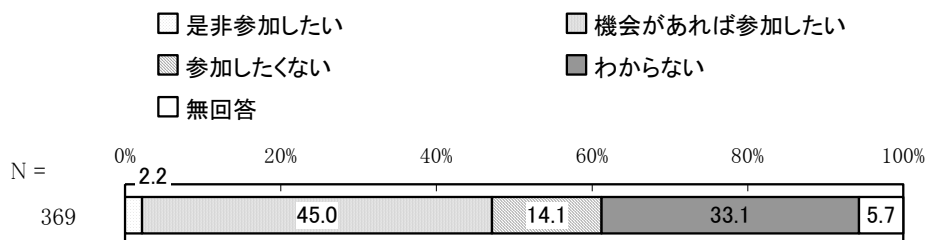
【福祉に関するボランティア経験の有無】

「無いがしてみたい」の割合が42.8%と最も高く、次いで「興味がない」の割合が36.0%、「ある」の割合が15.2%となっています。



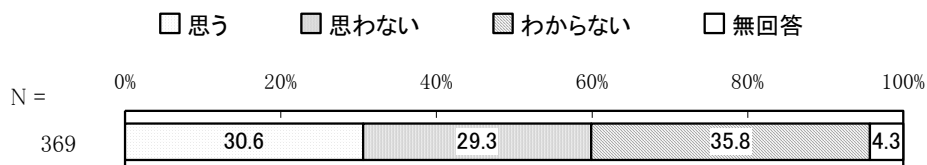
【福祉に関するボランティア活動への参加意向】

「機会があれば参加したい」の割合が45.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が33.1%、「参加したくない」の割合が14.1%となっています。



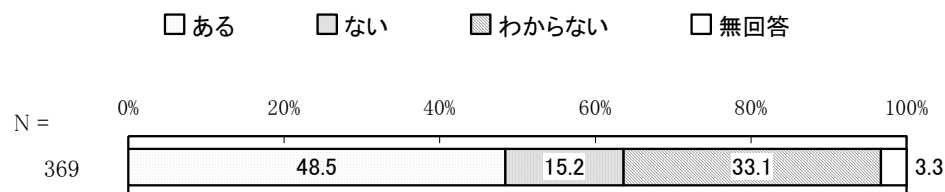
【障害のある方の社会参加について、理解が深まってきているか】

「わからない」の割合が35.8%と最も高く、次いで「思う」の割合が30.6%、「思わない」の割合が29.3%となっています。



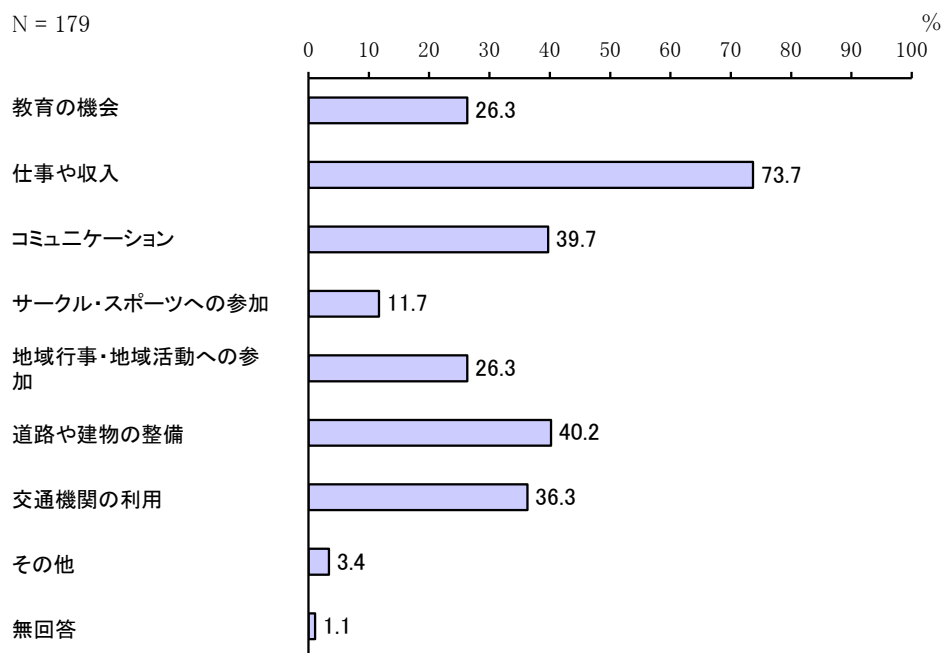
【今の社会で障害のある方への、差別や偏見を感じることもあるか】

「ある」の割合が48.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が33.1%、「ない」の割合が15.2%となっています。



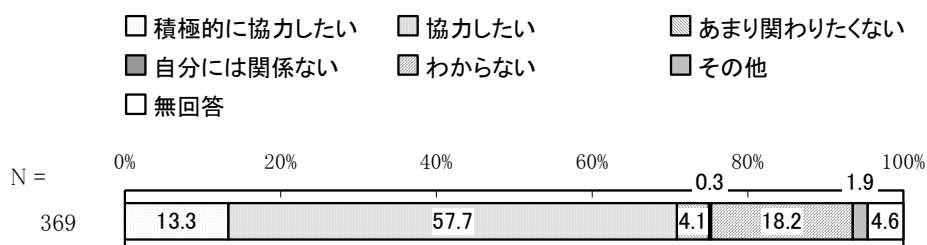
【差別や偏見を何に関して感じているか】

「仕事や収入」の割合が73.7%と最も高く、次いで「道路や建物の整備」の割合が40.2%、「コミュニケーション」の割合が39.7%となっています。



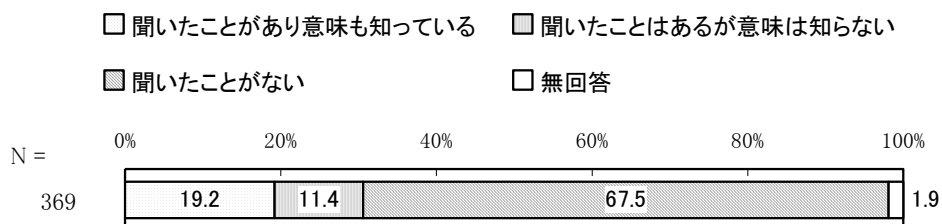
【障害のある方が地域の中で生活・活動することについて】

「協力したい」の割合が57.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が18.2%、「積極的に協力したい」の割合が13.3%となっています。



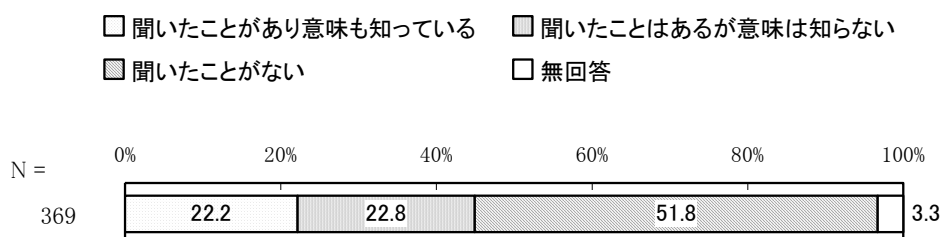
【「ノーマライゼーション」という言葉の認知度】

「聞いたことがない」の割合が67.5%と最も高く、次いで「聞いたことがあり意味も知っている」の割合が19.2%、「聞いたことはあるが意味は知らない」の割合が11.4%となっています。



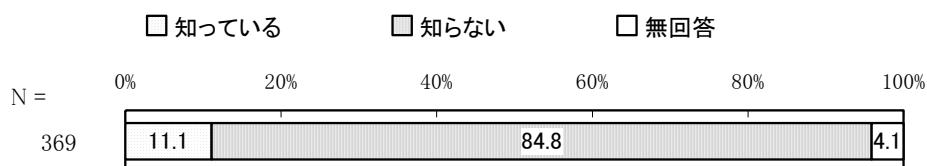
【「共生社会」という言葉の認知度】

「聞いたことがない」の割合が51.8%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが意味は知らない」の割合が22.8%、「聞いたことがあり意味も知っている」の割合が22.2%となっています。



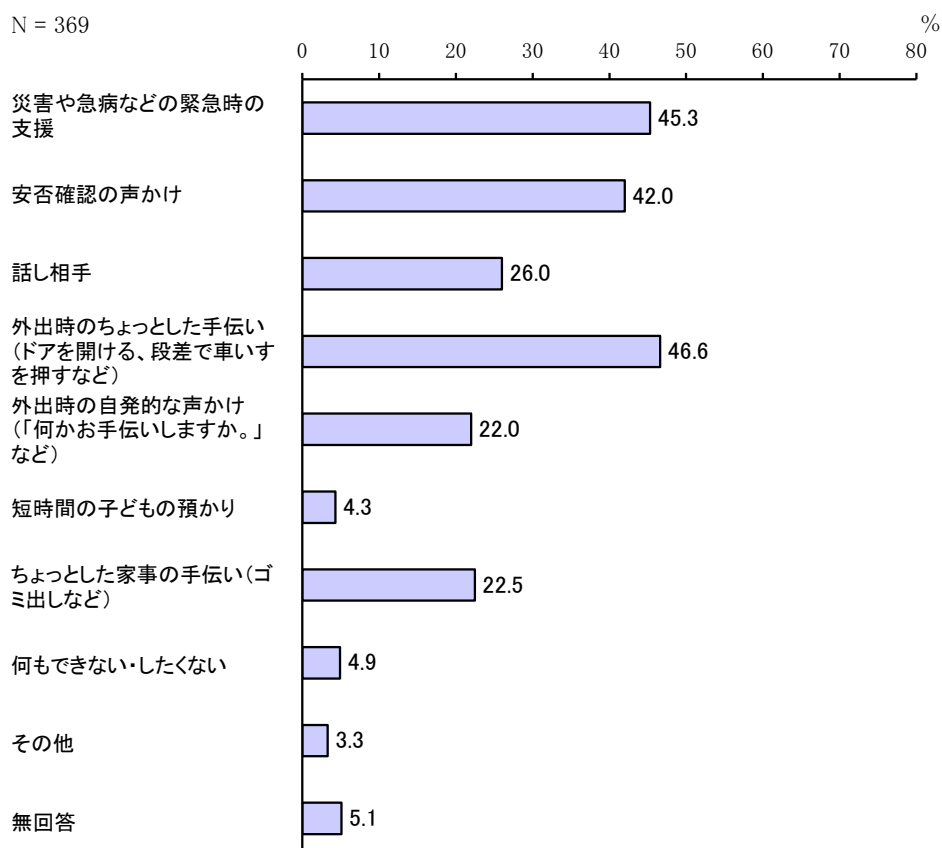
【「障害者週間」の認知度】

「知っている」の割合が 11.1%、「知らない」の割合が 84.8%となっています。



【お住まいの地域で障害のある方に対してできること】

「外出時のちょっとした手伝い（ドアを開ける、段差で車いすを押すなど）」の割合が 46.6%と最も高く、次いで「災害や急病などの緊急時の支援」の割合が 45.3%、「安否確認の声かけ」の割合が 42.0%となっています。



②障害者

【現在の生活で困っていることや不安に思っていること】

身体障害者手帳所持者では、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」の割合が 26.1%、「特に困っていることはない」の割合が 22.3%となっています。

療育手帳所持者では、「将来的に生活する住まいまたは施設があるかどうか不安」の割合が 45.9%と最も高く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」の割合が 35.3%、「十分な収入が得られない」の割合が 23.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が 53.5%と最も高く、次いで「将来的に生活する住まいまたは施設があるかどうか不安」の割合が 48.8%、「十分な収入が得られない」の割合が 46.5%となっています。

単位：％

区分	有効回答数（件）	身の回りの介助や支援をしてくれる人がいない	一緒に暮らす人がいない	働くところがない	十分な収入が得られない	趣味や生きがいが見つからない	生活をするうえで必要な情報が得られない	自分の健康や体力に自信がない
身体障害者手帳所持者	750	5.9	4.8	5.1	20.4	8.7	2.7	44.7
療育手帳所持者	85	2.4	7.1	11.8	23.5	7.1	3.5	18.8
精神障害者保健福祉手帳所持者	86	12.8	9.3	22.1	46.5	33.7	22.1	53.5

区分	家族など介助者の健康状態が不安	同居の家族との関係	隣人などの関係	必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	将来的に生活する住まいまたは施設があるかどうか不安	その他	特に困っていることはない	無回答
身体障害者手帳所持者	26.1	5.2	3.2	4.0	19.1	3.3	22.3	8.1
療育手帳所持者	35.3	5.9	11.8	4.7	45.9	5.9	12.9	8.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	38.4	12.8	20.9	9.3	48.8	8.1	4.7	4.7

【悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）か】

身体障害者手帳所持者では、「家族」の割合が 76.3%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が 22.3%、「病院」の割合が 17.3%となっています。

療育手帳所持者では、「家族」の割合が 55.3%と最も高く、次いで「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」の割合が 34.1%、「相談支援事業所」の割合が 16.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「家族」の割合が 60.5%と最も高く、次いで「病院」の割合が 36.0%、「友人・知人」の割合が 24.4%となっています。

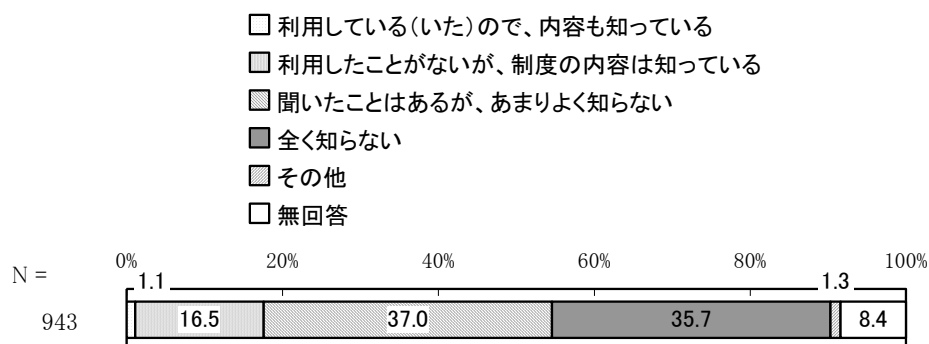
単位：％

区分	有効回答数（件）	家族	友人・知人	隣近所の人	保育所・幼稚園・認定こども園・学校	職場	病院	サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）	ホームヘルパー
身体障害者手帳所持者	750	76.3	22.3	5.3	0.4	1.9	17.3	7.1	6.8
療育手帳所持者	85	55.3	8.2	—	14.1	4.7	10.6	34.1	2.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	86	60.5	24.4	3.5	—	2.3	36.0	15.1	7.0

区分	市役所の職員	社会福祉協議会	相談支援事業所	民生委員・児童委員	障害者相談員	障害者（児）団体	相談する人はいない	その他	無回答
身体障害者手帳所持者	6.5	4.0	2.3	2.8	1.9	0.5	4.0	4.3	4.1
療育手帳所持者	7.1	9.4	16.5	—	2.4	4.7	7.1	8.2	4.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	8.1	4.7	7.0	—	7.0	—	7.0	7.0	2.3

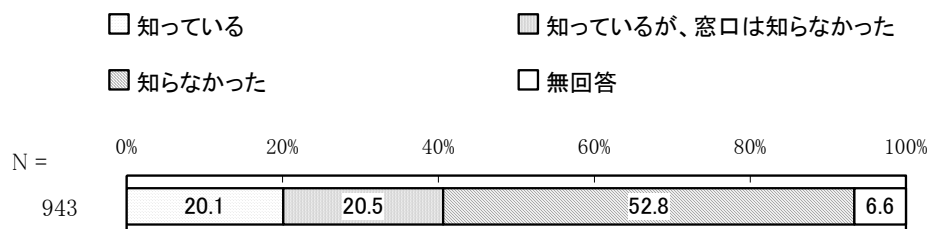
【成年後見制度についての認知度】

「聞いたことはあるが、あまりよく知らない」の割合が37.0%と最も高く、次いで「全く知らない」の割合が35.7%、「利用したことがないが、制度の内容は知っている」の割合が16.5%となっています。



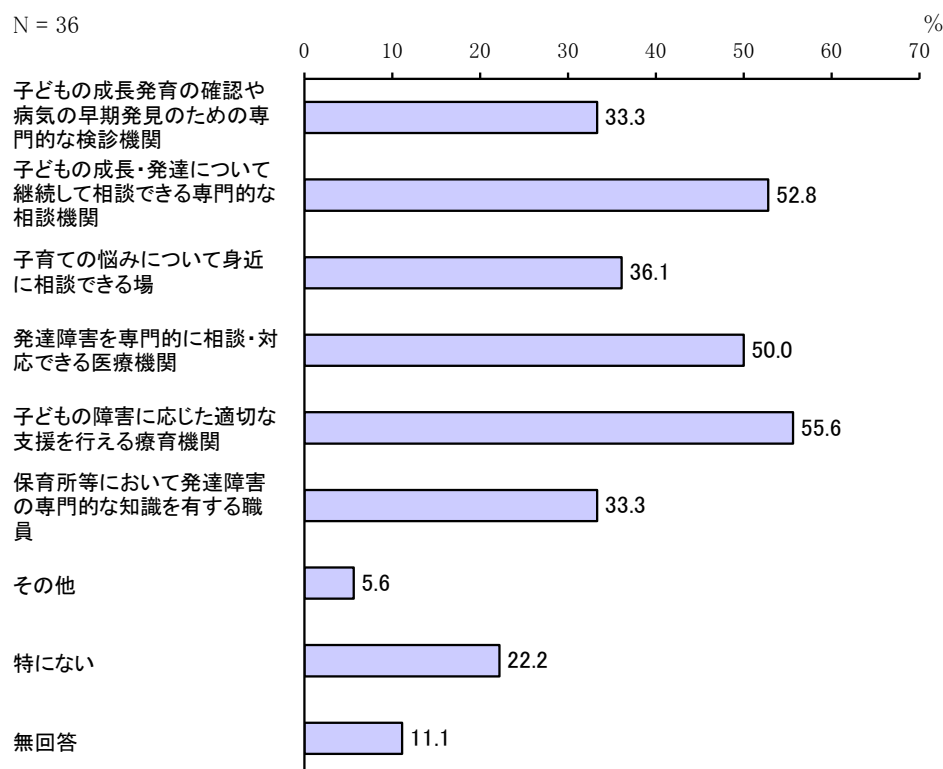
【障害者虐待防止法の施行の認知度】

「知らなかった」の割合が52.8%と最も高く、次いで「知っているが、窓口は知らなかった」の割合が20.5%、「知っている」の割合が20.1%となっています。



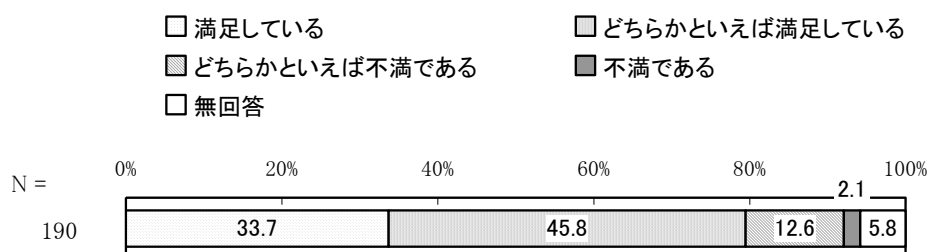
【子どもの療育支援への対応として、必要と思う社会資源】

「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」の割合が 55.6%と最も高く、次いで「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」の割合が 52.8%、「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」の割合が 50.0%となっています。



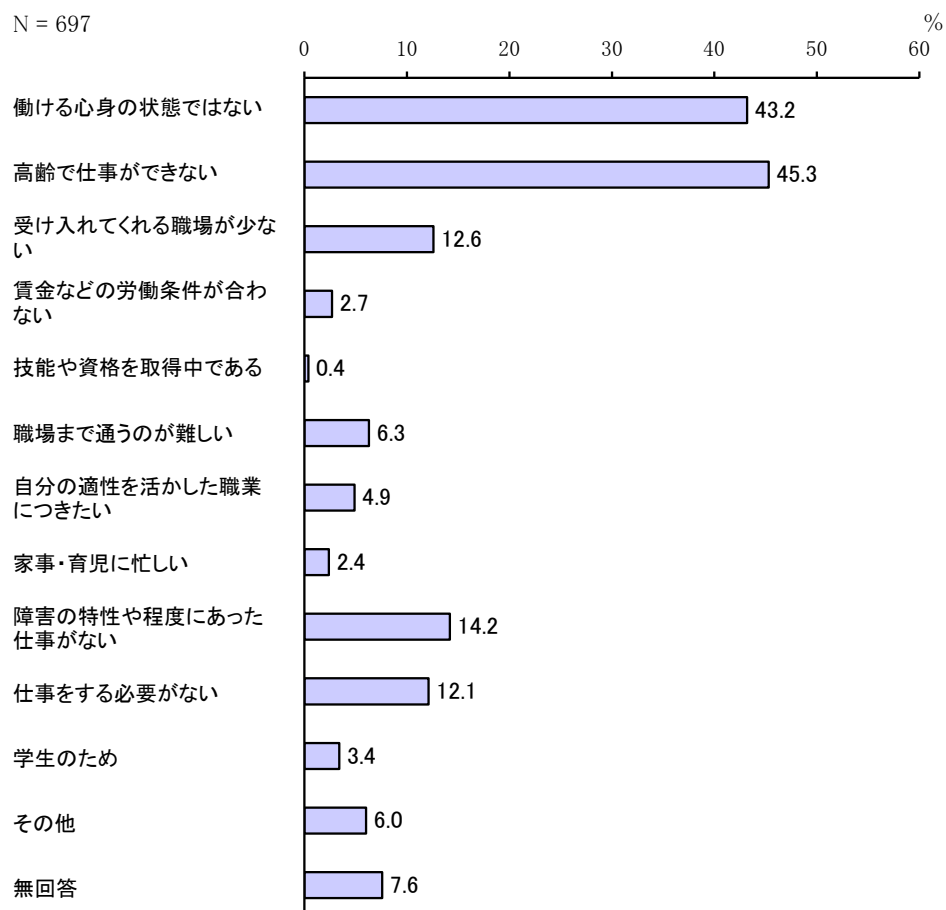
【現在の仕事の内容の満足度】

「満足している」と「どちらかといえば満足している」をあわせた“満足している”の割合が 79.5%、「どちらかといえば不満である」、「不満である」をあわせた“不満である”の割合が 14.7%となっています。



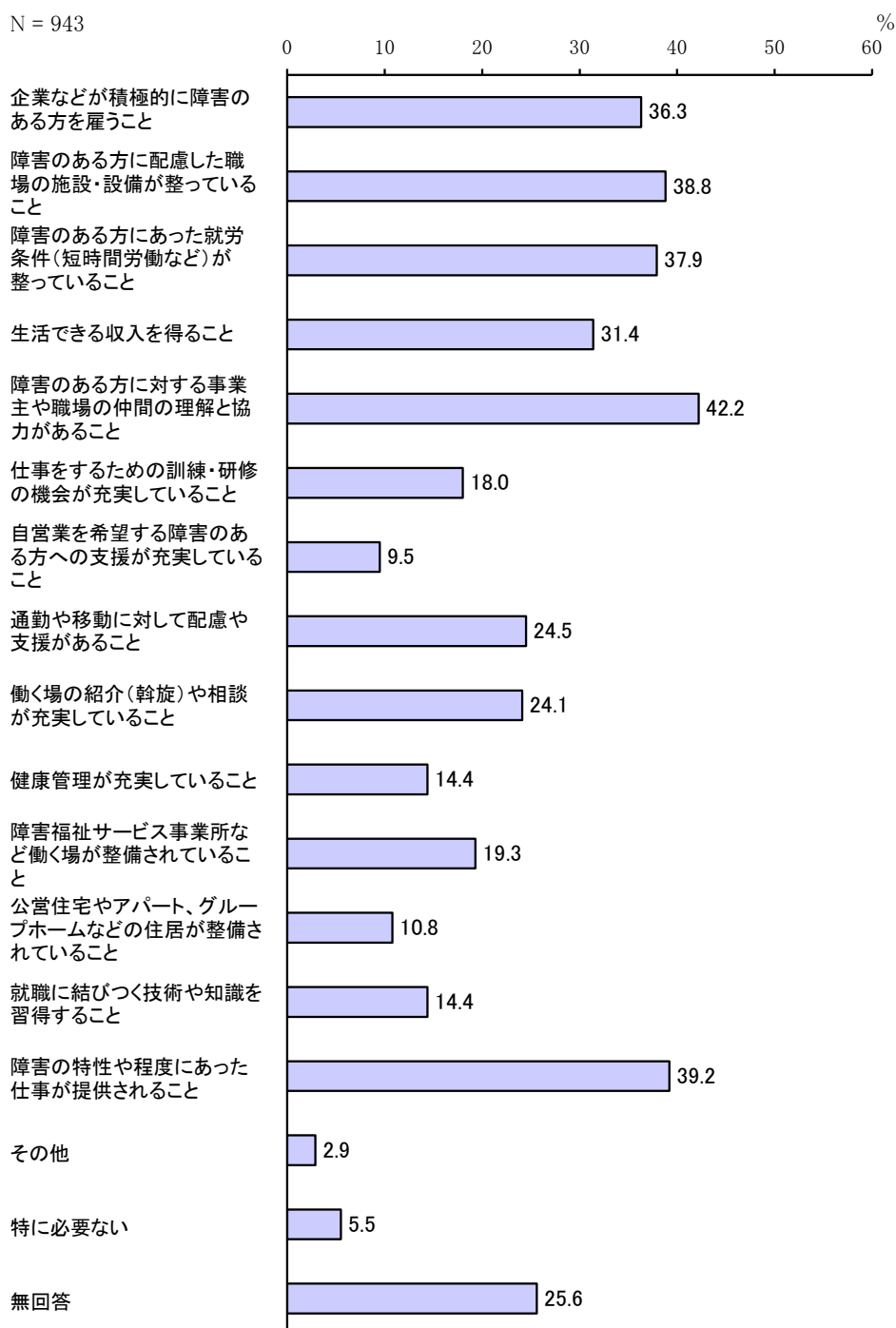
【現在仕事をしていない理由】

「高齢で仕事ができない」の割合が45.3%と最も高く、次いで「働ける心身の状態ではない」の割合が43.2%、「障害の特性や程度にあった仕事がない」の割合が14.2%となっています。



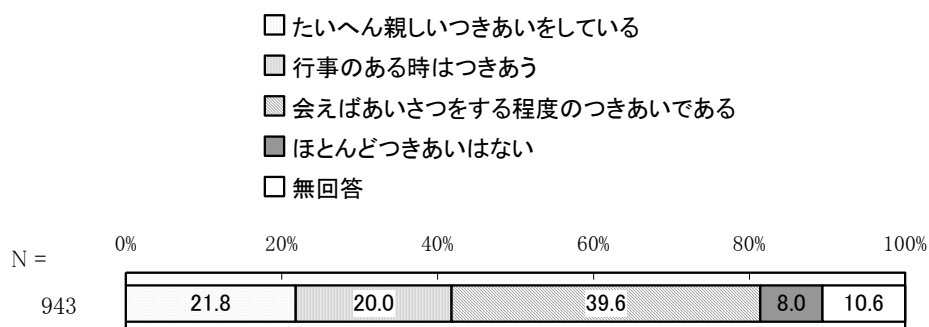
【障害のある方が働くために必要なこと】

「障害のある方に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が42.2%と最も高く、次いで「障害の特性や程度にあった仕事を提供されること」の割合が39.2%、「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」の割合が38.8%となっています。



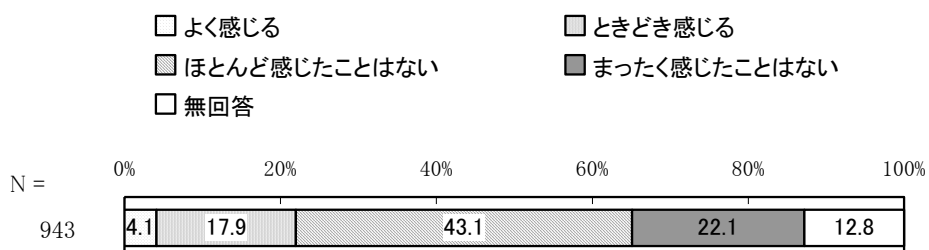
【家族は、隣近所とのつきあいの程度】

「会えばあいさつをする程度のつきあいである」の割合が 39.6%と最も高く、次いで「たいへん親しいつきあいをしている」の割合が 21.8%、「行事のある時はつきあう」の割合が 20.0%となっています。



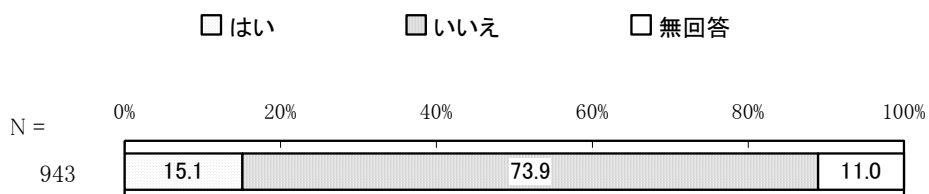
【日常生活において、差別や偏見を感じることもあるか】

「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が 22.0%、「ほとんど感じたことはない」、「まったく感じたことはない」をあわせた“感じない”の割合が 65.2%となっています。



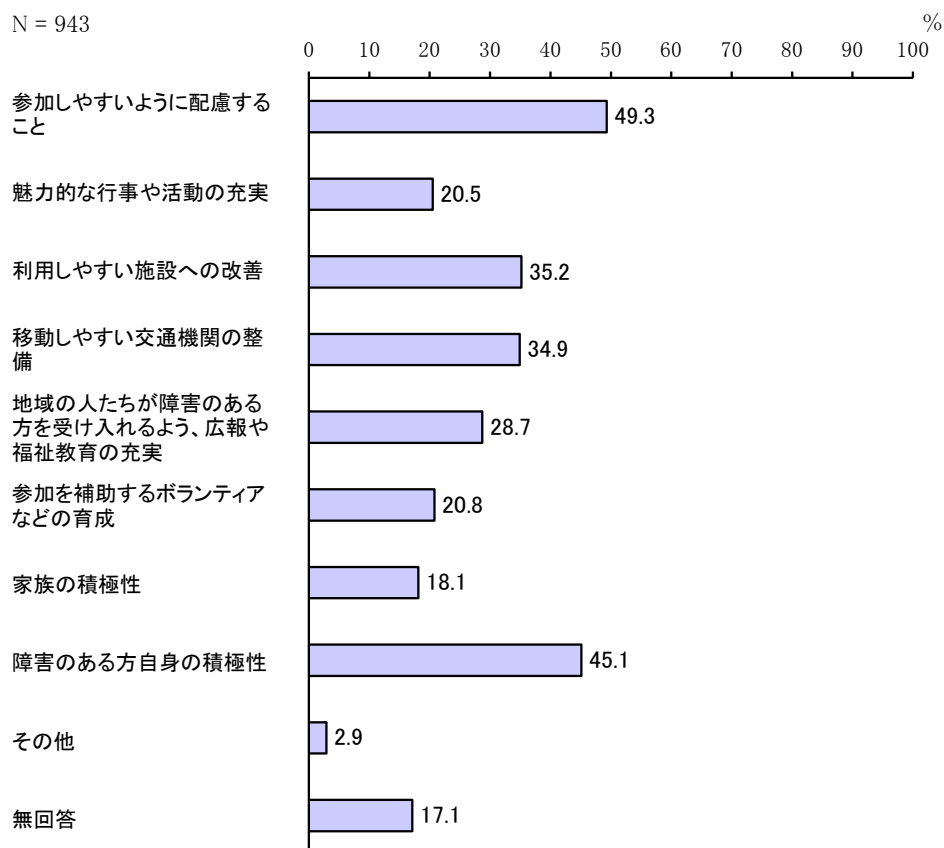
【障害者差別解消法の施行の認知度】

「はい」の割合が 15.1%、「いいえ」の割合が 73.9%となっています。



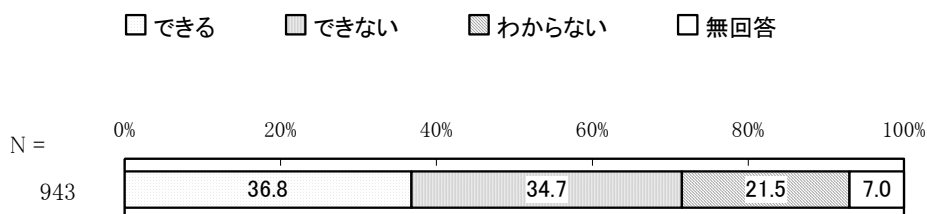
【障害のある方が地域や社会に積極的に参加していくため大切なこと】

「参加しやすいように配慮すること」の割合が49.3%と最も高く、次いで「障害のある方自身の積極性」の割合が45.1%、「利用しやすい施設への改善」の割合が35.2%となっています。



【地震など災害発生時に一人で避難することができるか】

「できる」の割合が36.8%と最も高く、次いで「できない」の割合が34.7%、「わからない」の割合が21.5%となっています。



5 ヒアリング調査結果

(1) 調査の目的と概要 . . .

桜井市内の障害者団体等に対し、本計画の策定の基礎資料とするためのヒアリング調査を実施しました。

(2) ヒアリング調査の主な意見 . . .

【障害のある人に対する周りの理解の現状や問題】

- ・障害のある人への理解は、少しずつであるがよくなっていると感じる。皆さんが声をかけてくれるようになってきた。
- ・医療機関などに対して、障害者の理解及び連携が必要である。

【障害者を取り巻く地域社会のあり方についてのご意見】

- ・地域の方の理解を深めるには、障害者が地域でそれぞれ活動に参加して、地域の人たちから理解をしてもらうことが重要である。

【障害福祉サービスに関する情報提供について】

- ・サービスの制度を知らない人が多くいる。周知が必要である。
- ・気軽に相談できる窓口の周知が必要である。親（介助者）も高齢化しており、なかなか自分から情報を入手することができない。どこに相談すればいいのかわかるようにすることが必要であり、障害者自らがアクションを起こすことは難しい部分もある。
- ・会や団体に入っている人は、情報が入手しやすいが、会や団体に入っていない人は情報を入手しづらく困っているのではないかと。ネット社会なので、勉強されている人もいると思うが、共有ができればいいと思う。

【移動手段やバリアフリー等における困りごとやご意見】

- ・車いすに乗っていると、影響はある。車いすに乗っている人は、不便を感じているのではないかと。
- ・公共施設で、車いすでの移動が大変である。

【防犯・防災などにおける困りごとやご意見】

- ・地震や災害があった時には、ヘルパー自身も身を守らないといけない。そうすると、一人暮らしの人は近所づきあいをしないとけない。
- ・地域との連携を図れるシステムを構築してほしい。
- ・災害が起きた時に、避難所で支援をしてもらうが、先頭に立ってコーディネートできる人材を育成してほしい。
- ・避難訓練には出ていきにくい、あれば周りの方にも知ってもらえるのではないかな。

【障害のある人の就労移行や就労支援に関する困りごとやご意見】

- ・中程度の発達障害者に向けて、企業の支援体制を構築してほしい。どのような支援をしたらスムーズに動けるのか、わかってもらえるように働きかけてほしい。

【福祉サービスの利用にあたっての困りごとやご意見】

- ・障害児サービスを利用しない保護者もいる。
- ・入所施設が少ない。
- ・困った時に相談できる機能がないといけない。

【相談支援における困りごとやご意見】

- ・相談支援の充実を行ってほしい。
- ・苦情や相談を受けたときに、相談しに行くところの受け皿がほしい。

【医療機関受診の際などにおける困りごとやご意見】

- ・休みの時の医療受診について考えてほしい。（休日に診てもらえる病院がない）

【療育に関する困りごとやご意見】

- ・親子で参加することのできる療育教室の実施が必要である。子ども同士で経験しながら社会性を身に付けていくことはとても重要である。
- ・デイサービスは増えることはありがたい。

【文化・スポーツ、レクリエーション活動に関する困りごとやご意見】

- ・福祉祭りなどのイベントで、一人でも多く来てもらうように、催しを考えているが、なかなか集まらない。みんなが参加しやすいイベントが必要である。
- ・福祉以外の人にもっと関心をもってもらうことが重要である。参加しているのは障害者の団体、関係者ばかりで意味があるのかという意見もある。内容を検討することはいいことだと思う。

第 3 章

計画の理念と基本方針

1 計画の理念

地域には子どもや大人、高齢者、障害者など様々な人が生活しています。誰もが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を実現していかなければなりません。

また、障害者が主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を創出し、物理的にも精神的にも満たされた社会をめざしていかなければなりません。

そのため、計画の基本理念を、第 2 次桜井市障害者福祉基本計画から踏襲し、以下のように定め、計画の推進を明確にします。

ともに生きる社会の実現

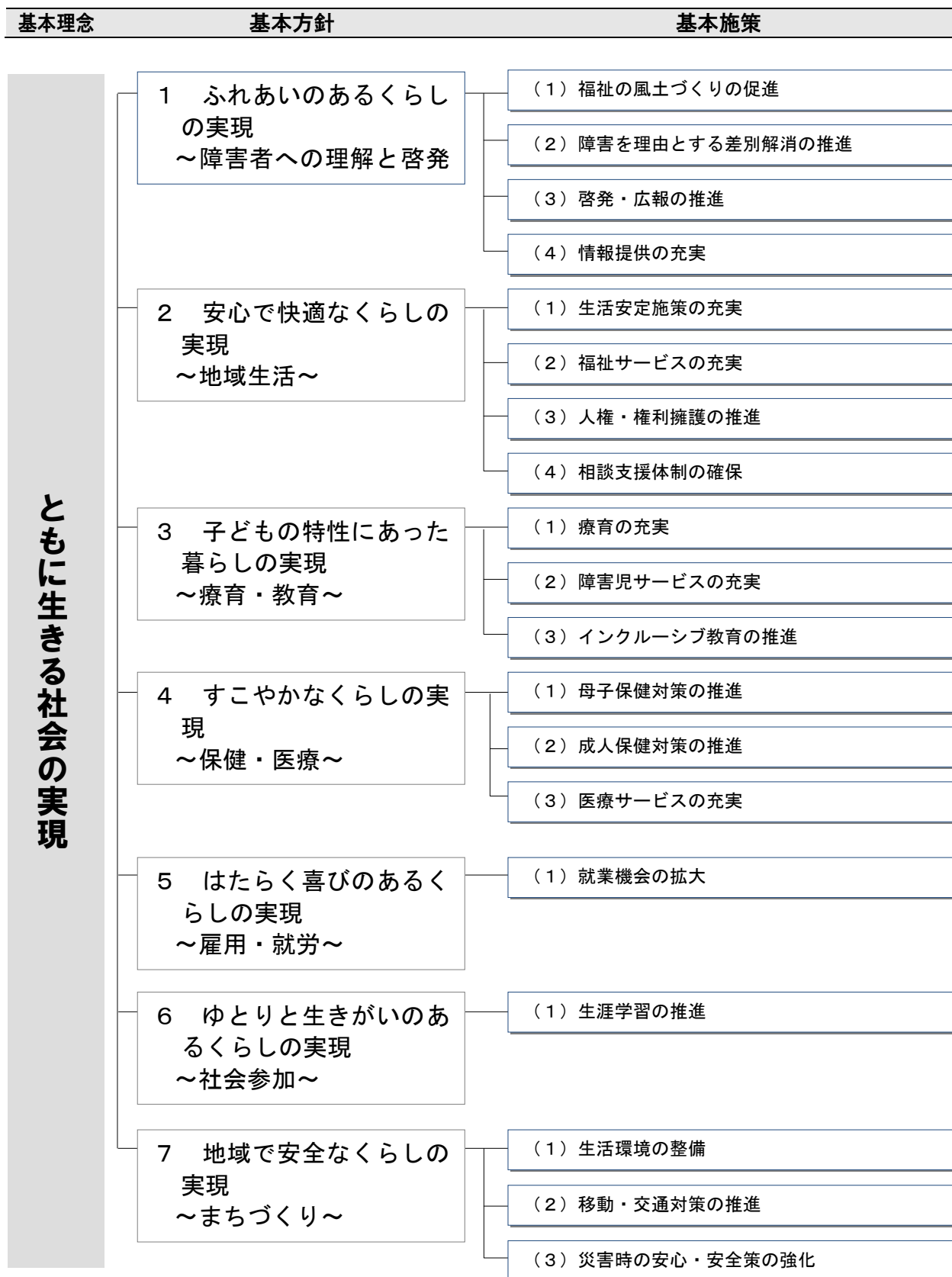
障害者だけでなく、すべての住民が役割と責任を持ち、積極的に社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて、福祉サービスの提供や公的な支援だけでなく、ボランティアやNPO、支援団体等の活動を推進します。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、地域で安心して暮らせるネットワークの構築などに取り組んでいき、基本理念の実現に向けて具体的な施策の推進を図っていきます。

2 ライフステージ別の取り組み

基本方針	乳幼児期	学齢期	青年期	高齢期
1 ふれあいのあるくらしの実現 ～障害者への理解と啓発～	(1) 福祉の風土づくりの促進 (2) 障害を理由とする差別解消の推進 (3) 啓発・広報の推進 (4) 情報提供の充実			
2 安心して快適なくらしの実現 ～地域生活～	(1) 生活安定施策の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 人権・権利擁護の推進 (4) 相談支援体制の確保			
3 子どもの特性にあった暮らしの実現 ～療育・教育～	(1) 療育の充実 (2) 障害児サービスの充実 (3) インクルーシブ教育の推進			
4 すこやかなくらしの実現 ～保健・医療～	(1) 母子保健対策の推進		(1) 母子保健対策の推進 (2) 成人保健対策の推進	(3) 医療サービスの充実
5 はたらく喜びのあるくらしの実現 ～雇用・就労～		(1) 就業機会の拡大		
6 ゆとりと生きがいのあ るくらしの実現 ～社会参加～	(1) 生涯学習の推進			
7 地域で安全なくらしの実現 ～まちづくり～	(1) 生活環境の整備 (2) 移動・交通対策の推進 (3) 災害時の安心・安全策の強化			

3 施策の体系



第4章

障害者施策の推進

基本方針 1 ふれあいのあるくらしの実現 ～障害者への理解と啓発～

【現状と課題】

国では、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

アンケート調査結果からは、障害のある方の現状や課題について、「関心がある」の割合が6割を超えており、また、ヒアリング調査からも、以前に比べ、障害者への理解は進んできているという声もありますが、一方で、「障害者の定義」や制度について知っている人は少なく、さらに周知が必要であることがうかがえます。

障害のある方が地域や社会へ積極的に参加するためには、「住民が理解を深める」ことが求められています。しかし、差別や偏見を感じる人が約5割となっていることから、障害のある方の社会参加について、理解が深まってきていないことがうかがえます。

また、ヒアリング調査からは、障害福祉サービスについての情報を入手しづらい障害者がいることや、どのように入手をすればよいか分からない障害者がいるという声があがっており、障害者が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるような環境を整備していく必要があります。

【方向性】

地域で共に暮らす障害のある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、医療現場や就労の場等の様々な機会や状況において、障害のある人への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

【基本施策】

(1) 福祉の風土づくりの促進

障害の有無にかかわらず、共に住み慣れた地域で生活するため、障害に対する正しい知識を広め、障害や障害者に対する市民の理解を深めます。

① 交流・ふれあいの促進

主な事業	事業内容
桜井市民ふれあい福祉まつりの充実	交流活動の一環として、毎年桜井市民ふれあい福祉まつりを開催しています。今後も、各団体・施設・ボランティア等の活動について展示を行うなど、障害者、ボランティアなどの相互交流を深めます。
ふれあい事業の充実	社会体験などを推進し、障害のある子どもたちと健全者が交流する機会を設けていきます。また、社会福祉施設等において障害者と地域住民が交流し、理解を深めあえる行事を行っていきます。

② 福祉教育の推進

主な事業	事業内容
地域における福祉教育の推進	ボランティア等を通じて、地域住民と大学(研究機関)・福祉施設等が連携し、地域における福祉教育を推進します。
福祉教育の機会の充実	市内で開催している生涯学習事業による啓発活動を推進します。また、障害のある人もない人も、幅広い年齢層が参加・交流できるイベントの実施を支援します。

③ 地域福祉活動の充実

主な事業	事業内容
地域福祉活動ネットワークの構築	市民みんながふれあい、交流と理解を深め、家族や仲間とともに支え合い、助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」につなげていくことを目的に、障害者や高齢者、そして多くの市民がこの交流の場を通じて、相互理解の促進を図り、地域福祉増進のための地域福祉ネットワークが構築できるよう事業を進めます。
民生・児童委員活動への支援	社会福祉協議会と連携・協働しながら民生・児童委員の活動を支援します。
地区社会福祉協議会への支援	桜井市内では、旧小学校区を単位とした「地区社協」で、地域の実情に応じた活動が展開されています。現在、市内の13地区に設置されていますが、今後より一層連携体制を強化し、それぞれ地域に根ざした福祉活動が展開できるよう支援します。
障害者団体の育成・支援	市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対して活動費の一部助成を行うなどの支援を行い、障害者の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。
地域福祉活動の推進	地域福祉の推進を目的に活動する地域福祉推進団体、民間ボランティア団体等を対象に、高齢者・障害者(児)等の在宅福祉の向上、地域福祉の推進及びボランティア活動の育成を図るために助成を行っています。今後、さらなる地域福祉を充実させるために、より有効な活用方法を検討していきます。

主な事業	事業内容
地域福祉権利擁護事業の推進	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、意思決定の能力が不十分な方たちに対して、福祉サービスの利用に関する情報の提供や手続の援助、日常的な金銭管理などを行います。対象者の自立した地域生活を支援し、福祉権利の擁護に努めるなど、市内における権利擁護事業を推進します。

④ ボランティア活動の推進

主な事業	事業内容
ボランティア団体の活動支援体制の整備	ボランティア、ボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。
ボランティアの育成	ボランティアグループと個人登録ボランティアが、障害者(児)や高齢者の日常生活・社会参加の支援や慰問・家庭訪問、福祉施設などで、活動を行っています。今後は、価値観の多様化により、利用者のニーズも多様になることが考えられます。そのため、ボランティアの人材の発掘・確保・育成を図っていきます。
ボランティア活動参加への支援	障害者が地域で暮らしていく社会参加の場として、ボランティア活動への参加を支援していきます。また、学校・企業・各種団体等と協力を得ながら、ボランティア活動へ参加しやすい環境を整えていきます。
ボランティア活動の資質向上	ボランティア活動の指導者等の研修を行い、ボランティア活動の資質の向上を図ります。また、ボランティア保険加入の助成等を行い、ボランティア活動への参加促進を図ります。

(2) 障害を理由とする差別解消の推進

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法の円滑な実施に向け、法の趣旨・目的等に関する効果的な周知を図り、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に向け、選挙等における配慮など様々な合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

(3) 啓発・広報の推進

障害の有無にかかわらず、すべての市民に対して、障害に対する理解を深めるための情報や各種制度、福祉サービス等について、啓発・広報をしていきます。

主な事業	事業内容
広報による啓発活動の充実	広報や市のホームページ、マスメディア等を積極的に活用し、積極的に情報を提供していきます。
関係機関・組織との連携	社会福祉協議会や民生委員等と連携し、障害や障害者についての正しい認識を深めるための広報・啓発活動を推進します。
各種行事等を通じた啓発活動の推進	障害者週間等各種行事等を通じて、啓発活動を推進していきます。また、障害者の作品展を開催するなど、障害者に対する理解を深める啓発活動を推進していきます。
障害者団体及び障害者の意識啓発の向上	障害者団体等の意識等の啓発向上を図ります。また、障害者の意識啓発の向上を図り、地域社会への参加を促進していきます。

(4) 情報提供の充実

障害者が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるよう、情報提供の充実と障害特性を踏まえた適切な提供に努め、情報バリアフリーを推進します。

主な事業	事業内容
障害者に対する福祉情報の提供	障害者の福祉制度等に関する情報を、広報や市のホームページなどを通して提供し、福祉制度の利用推進を図ります。
障害者団体・施設等への情報提供の推進	障害者団体や関係施設などに対して、障害保健福祉関係の情報を提供し、当該団体等から障害者への情報提供体制を整えます。
情報提供機関のネットワーク整備	啓発・広報活動を推進するにあたり、関係職員・障害者団体・施設等を含めたネットワークを活用し、情報提供を推進します。
障害者ケアマネジメントシステムの構築	相談支援事業における相談支援専門員の養成と資質向上を図り、障害者の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。
ホームヘルパーの育成・研修	介護給付の支給決定者に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、家事援助等を行います。サービスの実施にあたっては、事業者へ情報提供等により、参入促進を図るとともに、ホームヘルパーに対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。
手話通訳者等、コミュニケーション支援のための人材育成	手話・朗読・点訳奉仕員の養成を行い、手話通訳者等の人材育成に努めます。

基本方針 2 安心して快適なくらしの実現 ～地域生活～

【現状と課題】

障害者総合支援法の施行に伴い、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が加えられるなど、障害者の範囲が見直され、多様な支援が必要とされています。

本市においても、障害者が地域で自立して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実をはじめ、年金や医療費助成等の各種手当等の充実などを進めてきました。

ヒアリング調査では、相談体制の充実を求める声もあがっています。

今後も、障害の有無にかかわらず市民が地域で安心して暮らすことのできるよう、障害者が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、暮らしにおける様々な支援を進めるとともに、少子高齢化の進展や地域におけるつながりの希薄化などを背景に、複雑かつ多様化する問題に対し、総合的に行える相談支援体制の充実を図っていくことが重要です。

【方向性】

すべての障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障害者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障害特性に合わせて総合的に提供することが必要です。また、年金、医療費助成、各種手当による経済的支援を実施します。

【基本施策】

(1) 生活安定施策の充実

障害者に対する手当や助成等の適切な給付により、経済的な支援を行っていきます。

① 手当等等の充実

主な事業	事業内容
桜井市重度心身障害者手当給付事業	心身に障害をもつ方々を経済的に援助し、自立助長を促す福祉金を支給しています。身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳所持者に対し、それぞれ年 2 回に分けて支給しています。

主な事業	事業内容
特別障害者手当等給付事業	身体・精神に重度の障害をもつ障害者に対して、各種障害者手帳を支給し、障害者の自立生活を支援します。 ①特別障害者手当 20 歳以上の精神または重度の重複障害により、日常生活において常時介護を必要とする方を対象に支給しています(※ 3 か月以上の入院や施設入所者には支給されません)。 ②障害児福祉手当 20 歳未満の精神または身体の重度の障害により、日常生活において常時介護を必要とする児童を対象に支給しています(※施設入所児には支給されません)。 ③特別児童扶養手当 20 歳未満の精神または身体に障害のある児童を扶養する方を対象に特別障害児扶養手当を支給しています。 ④福祉手当(経過措置) 昭和 61 年 3 月 31 日現在で 20 歳以上の福祉手当受給者で、障害年金または特別障害者手当を受給していない方を対象に支給しています(※この手当は経過的に支給される手当のため、新たに受付・認定はしていません)。
障害基礎年金(障害年金)の支給	昭和 61 年に改正された国民年金法に基づいて、障害基礎年金を支給しています。また、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、福祉的措置として特別障害給付金を支給しています。今後も障害基礎年金等の支給のさらなる充実を図ります。

(2) 福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量と確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していく必要があります。

① 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

主な事業	事業内容
訪問系サービス及び短期入所事業の充実	障害者が家庭において自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」及び「短期入所」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。
日中活動系サービスの充実	障害者の地域における日中活動の場となる、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「療養介護」「生活介護」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。
居住系サービスの充実	障害者の地域における居住の場として、「共同生活援助」「施設入所支援」の充実と基盤整備を進めます。

主な事業	事業内容
地域生活支援事業の推進	障害者が、その有する能力と適正に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」の必須事業に加え、その他事業とし「訪問入浴事業」「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」等を実施し、障害者や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。

② その他の福祉サービス

主な事業	事業内容
各種障害者手帳の交付	今後も身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付の手続きを行います。
補装具交付・修理事業の充実	障害者が身体の失われた部分や機能が低下した部分を補い、日常生活を円滑に営むことができるよう、補装具交付・修理を行っています。今後も障害者自らが早い時期で自主・自立ができるよう、交付期間の短縮や関係機関との連絡体制の強化に努めます。
車いすの貸出し	桜井市社会福祉協議会において、高齢者や重度身体障害者の外出・移動を支援し、福祉の増進を図る目的から、無償で車いすの貸し出しを行っています。今後も利用者のニーズ把握に努めるとともに、サービス提供の充実にも努めます。
福祉電話サービス事業の充実	身体障害者及び一人暮らしの高齢者の緊急連絡、孤立防止、福祉情報の提供等の手段として福祉電話、緊急通報装置、ファックスを設置しています。電話等の設置費用は市が負担します。今後、一人暮らしの高齢者の増加が見込まれ、また障害の重複化も考えられます。そのため、緊急時の連絡網の整備の徹底とともに、制度の啓発や利用者のニーズ把握に努めます。
福祉タクシー利用助成	障害者(児)の生活行動の範囲拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する「タクシーチケット」を交付します。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている方に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることに努めます。

(3) 人権・権利擁護の推進

障害者本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を推進します。

主な事業	事業内容
成年後見制度の利用促進	高齢者施策における成年後見制度の利用支援を行うとともに、障害者の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。
地域福祉権利擁護事業の推進	知的障害者、精神障害者等が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。

(4) 相談支援体制の確保

障害者の自立した生活を支援していくため、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進します。

主な事業	事業内容
「福祉の心配ごと相談所」の充実	広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行って地域住民の福祉の増進を図るため、主として民生・児童委員が相談員をして相談に応じる『福祉の心配ごと相談所』を実施します。今後、相談件数の増加も考えられることから、相談日の拡大など、『福祉の心配ごと相談所』体制の充実を図ります。
障害者の相談体制の充実	身近な地域におけるサービス拠点づくりとして、保健・医療等の専門機関、関係各課とのネットワークを構築し、障害のある人だけでなく、一人ひとりに応じた相談支援の充実を図り、ライフステージごとの相談にも対応できるよう、社会資源を活用した総合相談の体制整備の充実を図ります。また、虐待の防止・早期発見のために関係機関との連絡調整や権利擁護に関する必要な事業を行うため、「地域生活支援事業」において「障害者相談支援事業」を実施します。

基本方針3 子どもの特性にあった暮らしの実現 ～療育・教育～

【現状と課題】

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりの障害の状態などに応じ、きめ細かな教育・療育を行っていくことが求められます。

また、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育が必要とされています。

アンケート調査結果からも、子どもの療育支援への対応として、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」や「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」などの社会資源が求められています。

また、ヒアリング調査においても、親子と一緒に参加することのできる教育教室の開催や、地域の子ども同士のふれあい等を求める声が上がっています。

学校等での生活については、身体障害者、知的障害者では「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」の割合が、精神障害者では「障害の有無に関わらず学べる環境整備を進めてほしい」の割合が高く、障害の種別や程度にあわせた教育環境が求められています。

【方向性】

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めるとともに、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを目指し、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの考えを踏まえ、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

【基本施策】

(1) 療育の充実

発育や発達に支援の必要がある児童に対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討していきます。

主な事業	事業内容
早期療育事業の充実	乳幼児健診での結果や、子どもの育てにくさを感じている保護者に対して、相談を受けたり、支援を行います。 親子で参加できる「ふれあい教室」は年齢応じて3クラスあり、子どもの発達にあわせて療育や相談に応じます。 また、専門機関や幼稚園・保育所、学校等の関係機関との連携を行います。
障害児保育事業の充実	知的障害、発達障害または身体障害を有し、集団生活が可能で毎日通所が可能な保育に欠ける幼児を対象に、市内の4つの市立保育所及び民間保育所等において実施しています。今後も人間的資質の形成をどのように図っていくかという点について実践的に深め、特に個別のカリキュラムの作成や関係機関との連携をより一層強化します。

(2) 障害児サービスの充実

障害のある子どもを対象としたサービスについては、平成24年4月の「児童福祉法」改正により、障害種別で分かれていた体系が一元化されました。加えて、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障害のある子どもの支援体制の強化が図られています。

障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成をめざした保育・教育の推進を図るとともに、障害のある子どもが早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、継続的な障害児サービスによる支援体制の充実を図っていきます。

主な事業	事業内容
児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用あるいは利用を予定する障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

(3) インクルーシブ教育の推進

障害のある児童一人ひとりの個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、本人の望む教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる体制を整備します。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保する、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図っていきます。

① 学校教育の充実

主な事業	事業内容
就学指導委員会の開催	○障害のある幼児・児童及び生徒の就学の適正を図るため、昭和 53 年に設置された『桜井市心身障害児就学指導委員会』は、平成 14 年に『桜井市就学指導委員会』と改称され、管内の幼稚園、小学校、中学校並びに県立盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部または中学部に就学しようとする方の障害の種類、就学指導その他必要な事項について協議しています。また、対象児の発達状況に応じて、就学後においても検討する場合があります。 ○委員会は医師、教育職員、学識経験者等 20 人で構成され、毎年 2 回開催しています。対象児が適切な環境下で教育を受けることができるよう、保護者や関連機関が相互に理解を深め、納得のいく指導を行うことが必要です。委員会では、対象児一人ひとりの障害の状態及び家庭や幼稚園、小学校等での状況を的確に把握し、専門的、技術的知見に基づいた適切な指導が行えるよう、保護者や保育所・幼稚園・小学校等との連携を強めています。
特別支援学級の充実	○市内小中学校では、障害の種類別、障害の程度に応じた教育課程を作成し、個別の指導計画、教育支援計画も合わせて作成しています。今後も継続し、コーディネーターを中心とした校内委員会を活性化してよりきめ細かな指導の実施に努めます。 ○市内小・中学校においては、教室、階段・廊下の手すり、トイレ等、学校施設・設備について、できるかぎり障害の程度に対応できるように合理的配慮に努めます。
学校施設・設備等の整備	特別支援教育のための学校として、県立盲学校、県立ろう学校、県立養護学校があり、県内を校区として障害のある子どもの教育を確保しています。今後も、誰もが安心・安全に学校施設を使用できるよう、施設内の段差解消やスロープ、手すり等の設置、トイレの改修を進めます。

基本方針 4 すこやかなくらしの実現 ～保健・医療～

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、地域ですこやかに生活を行っていく上では、健康保持、増進を図っていくことが重要となります。

アンケート調査結果から、現在の生活で困っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が高くなっており、また家族などの介助者の健康面においても、不安を抱えている人が多いことがうかがえます。

今後、市民全員がすこやかな暮らしを実現していくためにも、市民一人ひとりが生活習慣を見直し、ライフステージに応じた健康づくりを行っていくことが必要です。

【方向性】

生涯を通じて必要な保健、医療サービスが受けられる体制づくりを目指すとともに、障害のある人が身体・健康の保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるようライフステージごとに継続した保健・医療及び福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

【基本施策】

（１）母子保健対策の推進

肢体不自由のある児童、知的障害のある児童、発達障害のある児童にとって、障害の早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、早期発見に努めます。

主な事業	事業内容
乳幼児健康診査	子どもの成長に合わせて、4 か月健康診査、10 か月健康診査、1 歳 6 か月健康診査、2 歳 6 か月歯科健康診査、3 歳 6 か月健康診査を実施しています。健康診査は子どもの心とからだの成長を確認したり、健康問題を早期に発見したりする機会としてだけでなく、子育てについての疑問や悩みの相談も受け付けています。また予防接種のスケジュールや子どもの事故予防など子育てに関する情報を提供しています。

主な事業	事業内容
乳児健康相談	子どもの発育・発達についての相談の充実を図ります。 ①すくすく相談 1歳7か月未満の子どもを対象に、健康や育児に関して保健師・栄養士が相談にのります。今後も継続して実施し、育児不安の解消に努めます。 ②電話相談 子どもの健康・発達・育児・栄養や予防接種のことなどについて、保健師、看護師、栄養士等が相談にのっています。市民がよりわかりやすいよう周知を高め、気軽に相談できるように努めていきます。 ③すこやか相談 ことばなどの発達に関して、心理相談員による個別相談を実施しています。周知を高め、不安を抱えている保護者が気軽に相談できるように努めていきます。

(2) 成人保健対策の推進

広報等による啓発を強化するなど、より多くの市民が各種健康診査やがん検診を受診することができるようになっています。

主な事業	事業内容
各種健康診査及びがん検診	健康を維持するため、各種健康診査や肝炎ウイルス検査、がん検診（胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん）を実施しています。各種健康診査（一部除く）やがん検診を受診される際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を提示していただくと無料で受診することができます。

(3) 医療サービスの充実

専門性の高い、リハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図っていきます。

主な事業	事業内容
重度心身障害者に対するサービスの充実	在宅で生活をしている障害者に、機能訓練、創作活動、社会適応訓練、スポーツ・レクリエーション、更生相談、入浴サービス、送迎サービス等を提供し、自立や身体機能の維持回復、社会参加を促す目的で実施する事業です。今後もより専門性の高い事業が提供できるよう、内容の充実を図ります。
地域リハビリテーションの推進	医療機関によるリハビリをはじめ、介護保険制度におけるリハビリテーションや自立支援給付ど、保健・医療・福祉が密接に連携し、身近な地域において切れ目のないリハビリが受けられる体制づくりに努めます。

基本方針 5 はたらく喜びのあるくらしの実現 ～雇用・就労～

【現状と課題】

すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要となります。障害者雇用促進法の一部が改正され、障害者雇用の一層の促進や、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど障害者雇用対策の各施策が推進されてきました。

アンケート調査結果から、障害のある方が働くためには、身体障害者では「障害のある方に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」、知的障害者では「障害の特性や程度にあった仕事を提供されること」、精神障害者では「障害のある方にあった就労条件（短時間労働など）が整っていること」が求められています。

ヒアリング調査からも、企業の理解や支援体制の構築を求める声もあがっていることから、今後も、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場の充実を図り、総合的な支援を行っていくことが必要です。

【方向性】

働くことは障害の有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいとなります。

障害特性・状態により企業就労へのステップアップを目指す福祉的就労を充実させるとともに、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援をハローワーク等の関係機関とともに推進します。

【基本施策】

（１）就業機会の拡大

関係機関と連携した総合的な就労支援を図り、障害者の就労促進を図ります。

また、企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、福祉的就労の場など多様な就労機会の確保を図るとともに、経済的自立の支援を進めます。

① 雇用の促進

主な事業	事業内容
雇用促進(啓発)事業の推進	障害及び障害者に対する理解を深める啓発活動を市民だけでなく、事業主に対して、広報等を通じて行っています。今後は啓発だけでなく、職業研修や訓練等の充実を図るとともに、行政による雇用推進、事業主の支援強化等を行い、雇用の促進を行います。

主な事業	事業内容
関連機関との連携強化	行政だけでなく、学校・ハローワーク等の関係機関・施設との連携強化を図り、就業支援体制を整えていきます。また、関係機関職員の資質の向上を図ります。
障害者の能力・特性に応じた職域の拡大	障害者が自分の特性に応じた就労を実現するため、雇用や訓練の機会が多く得られるよう、社会福祉法人やNPO法人等との協力を図ります。
就労継続支援等の充実	一般企業への就労が困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する就労継続支援事業(A型)を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上に向けた支援を行います。また、ハローワークや事業所と連携し、障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)を活用し、障害者を一定期間試行的に雇用する機会を提供し、本格的な雇用に向けた支援を行います。

② 福祉的就労の促進

主な事業	事業内容
就労関係機関の整備	ハローワークや関係機関・団体等の充実・強化を図り、福祉的就労支援体制を整えていきます。また、関係機関職員の資質の向上を図ります。
就労支援の充実	福祉的就労の場を充実するとともに、障害者就業・生活支援センターやジョブコーチ事業を活用するなど、就労支援の充実を図ります。また、盲・ろう・養護学校卒業生の企業への就労を進めるため、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。
桜井駅南北駐輪場の管理	桜井駅に設置された南口駐輪場、北口駐輪場の管理業務を桜井市障害者(児)団体連合会に委託しています。今後も一定の定員を雇用できるよう、就労の充実を図ります。

基本方針6 ゆとりと生きがいのあるくらしの実現 ～社会参加～

【現状と課題】

障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進していくことが重要です。

アンケート調査結果からも、地域や社会に積極的に参加していくために重要なこととして、「参加しやすいように配慮すること」の割合が高く、また、ヒアリング調査からも、イベント等への参加者は少なくなってきたという声もあがっており、障害者でも、様々な社会参加が積極的にできる環境づくりが求められています。

一方で、ヒアリング調査からは、イベント等に市民の参加が少なくなってきたおり、今後も、各種団体等と連携を図りながら、身近な地域での地域活動に参加することができるよう、環境を整えていくことが必要です。

【方向性】

障害のある人が、さまざまな分野の社会活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにもつながります。障害のある人が、身近な地域での活動に積極的に参加し、市民と交流が図られるよう、活動や参加機会を広げるとともに、各種事業主催団体と連携して、社会的活動への参加促進を図ります。

【基本施策】

(1) 生涯学習の推進

障害の有無にかかわらず、生涯学習活動、スポーツを行うことのできる環境づくりを推進し、社会参加の場の提供や支援の充実を図ります。

① 社会教育の充実

主な事業	事業内容
学習機会の充実	障害の程度に応じた教育の充実を図ります。また自閉症、学習障害(LD)注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害のある児童生徒あるいは重度・重複障害児等障害の特性に応じた教育を充実します。また、社会福祉施設等での体験・交流等による教育を充実させていきます。
図書館の整備	障害者や高齢者をはじめ誰もが利用でき、地域における社会教育の活動拠点として図書館を活用しています。整備に関しては、今後も「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」を準用し、誰もが利用しやすい施設づくりを推進していきます。

主な事業	事業内容
各種講座の充実	障害者の参加をより一層促進する施策を検討するとともに、福祉意識の啓発面からもボランティア講座などの福祉に関連した内容の検討を行います。 ①市民ふるさと講座 日常生活とかかわり深い「ふるさと」について理解を深め、心のふれあう地域づくりに努めるため、「市民ふるさと講座」を中央公民館等において開講し、市民に幅広い学習の機会を提供しています。 ②高齢者学級 「健康」「豊かな教養」「生きがい」等を身につけ、明るく住みよい地域づくりに参加し、いきいきとした豊かな高齢期を過ごすための学習の場を提供する「高齢者学級」を中央公民館等において実施しています。 ③奈良大学教養講座 「いつでも・どこでも・だれでも」が学習できる場を提供し、日々の生活を生きがいあるものにするため、桜井市教育委員会と奈良大学が共催で「奈良大学教養講座」を開講しています。
学校生活におけるバリアフリーの推進	障害のある子どもの学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障害のある子どもとない子どもの心理的バリアを解消するため、ともに学び、ふれあう機会を設けます。

② スポーツ活動の充実

主な事業	事業内容
スポーツ・レクリエーション活動への支援	スポーツ・レクリエーション活動を促進するために、大会等の開催の支援を行い、活動機会の充実を図ります。 ①スポーツ教室 知的障害者を対象としたものとしては、毎月第3火曜日に、市民体育館でスポーツ教室を実施しています。参加者は毎回10人前後で、かけっこやボールゲーム等を楽しんでいます。今後は、障害者を対象としたスポーツ活動が少ないため、スポーツ教室のメニューづくりを進めるとともに、組織化や活性化を図り、障害者の健康づくりと交流づくりを行う必要があります。 ②障害者を対象にした体育施設の利用料の減免 市内の障害者が運動を気軽に行えるよう、市民プールの入場料の免除などを行っています。
市民体育祭の充実	市内の障害者とその家族及びボランティア等が集まり、お互いがスポーツを通じて体力の維持増進と機能回復を図ることを目的に「市民体育祭(ふれあいの部)」を開催しています。今後も障害者が参加しやすい競技を検討し、より多くの障害者の参加を促すとともに、障害者を含めた市民同士での交流を促進します。
指導者の確保	スポーツ・レクリエーション活動の指導者などの育成・確保を図っていきます。育成にあたっては、新スポーツ・レクリエーション種目に対応するための養成を含めて、育成・確保を図っていきます。
スポーツ施設の整備	スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、関連施設等の整備・改善を図っていきます。また、新たなスポーツ・レクリエーション種目に対応した施設等の整備を、障害者の方が使いやすい地域に整備していくことなどを検討していきます。

基本方針 7 地域で安全なくらしの実現 ～まちづくり～

【現状と課題】

建築物や公共施設・公共交通機関・情報のバリアフリー化などを進め、安全で快適な都市形成を図ることは、誰にでも開かれたまちづくりにつながり、地域や家庭で住み続けていくためには重要なこととなります。

快適な生活環境を整えるため、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障害特性に対応した情報提供を広めていくことが必要です。

また、障害者にとっての安全・安心を確保するため、防災や防犯対策を充実させることも重要となります。

アンケート調査結果からも、地震などの災害発生時に一人で避難することができない人も3割以上おり、ヒアリング調査からも、地域との連携の重要性や災害時のコーディネート等の人材育成など、避難行動に支援を要する障害者とその家族が安心できる災害時の具体策を検討していくことが求められています。

【方向性】

快適な生活環境を整えるため、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。また、障害者が地域で安心して生活できるよう、公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

障害者にとっての安全・安心を確保するため、防災対策を充実させることも重要となります。今後は、避難行動に支援を要する障害者とその家族が安心できる避難のあり方を検討していきます。

【基本施策】

(1) 生活環境の整備

誰もが、安全・快適に暮らせ、積極的な社会参加ができるよう、歩道や公園、駅や公共施設などのバリアフリー化や、住宅の環境整備など、合理的配慮の観点のもと、安全で快適な環境整備を推進します。

① バリアフリー化の推進

主な事業	事業内容
道路整備事業の推進	主要道路の整備を進めるにあたっては、今後も点字ブロックの敷設、歩車道の高低差の解消など、あらゆる障害者や高齢者に配慮した安全な道路環境整備に努めていきます。また、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」との整合性を図りながら、引き続き都市景観や管理面も含め総合的な観点から整備を進めます。

主な事業	事業内容
公園等都市施設整備	公園や駅前広場のトイレについては、手すりや車いす利用が可能な整備を行っており、一部のトイレには乳幼児用の椅子付き個室やベビーベッドを備えるなど、障害者などの利便を図った整備を行っています。また、公園出入口についても、バリアフリー化に努めており、スロープ設置を推進しています。今後も管理面を含め市としての基本的な整備指針を明確にし、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」との整合性を図るとともに、利用者のマナー向上を図る啓発等を行います。
公共施設等のバリアフリー化推進	既存施設については、構造、スペース、費用など、様々な角度からバリアフリー化に向けての検証・整備を進めます。新設の際には、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障害のあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
民間施設等へのバリアフリー化要請	障害者をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」、そして「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。
桜井駅南北駐輪場の施設管理	路上の不法駐車や放置自転車が、身体障害者や高齢者等の歩行の安全性を損なうため、桜井駅の南口と北口に駐輪場・駐車場を設置しています。移動の困難な障害者が障害をもたない人と同等な社会参加をするためには自動車の利用が不可欠であるため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人の駐車場利用を無料化にしています。桜井駅南北駐輪場の管理は桜井市障害者(児)団体連合会に委託しています。

② 住宅環境の整備

主な事業	事業内容
公営住宅建替事業による障害者向け住宅の推進	公営住宅の建替に際しては、段差の解消や手すりの設置、トイレ、浴室等のバリアフリー化を行い、誰もが安心・快適に暮らすことができるよう整備を行います。また、公営住宅の優先入居制度の検討や募集情報の提供等に努めます。
公営住宅改造の推進	高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。
住宅整備の推進	住宅整備については、桜井市の現状、公営住宅に関するデータ及び現地調査をふまえて整備を進めます。
民間施設等への啓発	障害者をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

(2) 移動・交通対策の推進

障害者への移動対策や、交通安全に関する対策を行い、障害者が地域で安全に生活ができるよう整備を行っていきます。

① 移動対策の推進

主な事業	事業内容
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性向上を図るため、桜井駅及び駅周辺のバリアフリー化を一層促進させるとともに、ノンステップバス・リフト付きタクシーなどの導入を事業者に働きかけます。
障害者の移動手段の充実	障害者の外出の機会を推進するために、福祉タクシーの利用促進やリフト付、乗降ステップの改造など、外出しやすい環境を整備します。また、自動車改造への助成や運転免許取得への助成事業について推進していきます。

② 交通安全対策の推進

主な事業	事業内容
障害者及び住民の意識啓発	障害者の交通事故を未然に防止するため、障害者の学習機会の増加、交通安全教室等を開催していきます。また、放置自転車など、障害者が安心して外出するのに問題になることについては、住民のマナー向上を図ります。
道路など交通環境の整備	障害者の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。

(3) 災害時の安心・安全策の強化

障害者が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、障害者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備を始めとした防災対策を充実します。

主な事業	事業内容
災害時における支援体制づくり	障害者が一人も逃げ遅れることのないよう、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等と連携し、また、要援護者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制づくりを進めます。
防災・防犯対策及び意識の向上	災害時・犯罪時等に的確に対応を図るため、防災・防犯意識の普及・啓発に努めます。
防災情報提供の充実	広報や市のホームページ等を活用して災害時の避難の心得や避難方法などの周知を図り、防災の知識・意識の向上を図ります。また、避難場所マップ、国民保護計画等の普及を図り、危険箇所や避難場所の周知徹底を図ります。情報提供にあたっては、障害の特性に応じた提供に努めます。
災害時要援護者の避難支援体制の確立	「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」にもとづき、情報伝達体制の整備や災害時要援護者情報の共有体制の確立、災害時要援護者の避難支援計画の策定を進めます。

第5章

計画の推進

1 計画の推進

施策の推進にあたっては、行政はもちろん、障害者団体、事業者、地域自立支援協議会、企業等、地域、市民との協働・連携が必要であり、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障害のある人を包み込み、社会全体の取り組みとして進めていきます。

(1) 行政の役割 . . .

本市は、国や県、関係機関と協調し、行政だけでなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障害のある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(2) 障害者団体等の役割 . . .

地域や団体間の連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障害のある人の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 事業者等の役割 . . .

障害福祉サービス等の提供者として、利用者支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスとの連携に取り組むことが期待されます。

(4) 企業等の役割 . . .

障害のある人の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある人が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

(5) 地域の役割 . . .

地域は、市民、団体、企業等様々な主体で構成されています。地域の誰もが互いにつながりながら、障害があっても安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

（６）市民の役割・・・

様々な主体や社会を構成しているのは市民一人ひとりです。

障害のある人やその家族を孤立させることのないよう、市民が、障害のある人に対し無関心にならず、正しい理解と意識を持って、誰もがつながり、支え合う地域、社会の実現に向けて努力していく必要があります。

（７）桜井市地域自立支援協議会の役割・・・

桜井市地域自立支援協議会では、地域の実情や課題等を把握・発信するとともに、困難事例への対応のあり方に関する協議や本計画における策定の協力及び目標の具現化に向けた協議を行うこととなっています。

桜井市地域自立支援協議会においては、今後も共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働して取り組み、障害者福祉の向上を図っていくことが期待されます。

2 庁内関連機関の連携

この計画は、障害の理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

3 関連機関の連携

地域社会を構成する市民、障害者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

計画の達成状況をPDCAサイクルに基づき、点検・評価を行い、その結果を事業や計画の見直し等に反映させていきます。



参考資料

1 障害福祉基本計画策定のためのヒアリング調査結果

(1) 実施日時

平成 28 年 12 月 22 日、12 月 26 日

(2) 対象団体

- 桜井市聴覚障害者協会
- 桜井市視覚障害者協会
- 桜井市肢体障害者協会
- 桜井市肢体不自由児（者）父母の会
- 桜井市手をつなぐ育成会

(3) 調査の主な意見

【桜井市聴覚障害者協会】

項目	主な意見
○障害のある人に対する 周りの理解の現状や問題	・以前に比べて差別等はなくなってきたが、子どもが手話の真似をしたり、好奇心目で見られるなど、まだ差別は残っている。 ・聴覚障害に対する理解がまだ低いため、トラブルなどがある。
○障害者を取り巻く地域 社会のあり方について	・まだ字幕などが少ないので、不安が多い、 ・障害について知っている人は助けてくれるが、知らない人はひいてしまう。 ・声をかけてもらっても、対応ができないことで、寂しさを感じる時がある。
○障害福祉サービスに関 する情報提供について	・どこに行っても、公的機関でも手話通訳者がいないため、とても不安を感じる。
○手話通訳や要約筆記等、 コミュニケーション手 段に関する支援の困り ごとや意見	・以前まで図書館にいた手話通訳者がいなくなってしまった。 ・文字を書いても通じない時がある。 ・目でみてわかる表示方法が必要である。（短い文章やイラストなどを活用する）

項目	主な意見
○防犯・防災などにおける 困りごとや意見	・夜中に火事があった時に、誰か知らせてくれる人がいるのか。近所の人に助けてもらうことはとても大切なこと。 ・福祉避難所での不安を感じる。
○障害のある人の就労移行や就労支援に関する 困りごとや意見	・面接の時に、本人がどの程度コミュニケーションがとれるのかを知るために、通訳を断られることがある。 ・企業によっては理解があるところも増えてきた。
○福祉サービスの利用にあたっての困りごとや 意見	・施設に行っても、健常者の方ばかりで、コミュニケーションが取れずに、寂しい思いをする。聴覚障害者が入っても楽しい施設が欲しい。 ・サロンもたくさんあるが、なかなか入っていくことができない。
○文化・スポーツ、レクリエーション活動に関する 困りごとや意見	・社会活動などに聴覚障害者は参加しにくい。 ・地域とのコミュニケーションが取れていない。耳からの情報しかないため、コミュニケーションを取ることが難しい。 ・地域の中では、狭い範囲でしか関わりがない。

【桜井市視覚障害者協会】

項目	主な意見
○障害のある人に対する 周りの理解の現状や問題	・理解は、少しずつであるがよくなっていると感じる。以前は、そばにいても知らん顔をされていたが、私たちは目が見えないので、声かけをしてもらわないとわからないが、皆さんが声をかけてくれるようになってきた。
○障害者を取り巻く地域 社会のあり方について	・積極的に地域の行事などに参加し、地域の人たちから理解をしてもらえるようにしている。積極的に町内の行事に参加をしており、私たちの理解につながっているのではないかな。
○障害福祉サービスに関する 情報提供について	・希望としては、点字で何か、簡単な冊子でもできればと思っている。簡単なものについては、点字サークルで情報を流してくれているが、点字は、まだまだ少ない。 ・聞くだけでは忘れてしまう。資料として残しておきたいと思うときに、点字があるとよい。女性の場合、乳がんの検診など、婦人科の健診の資料を点字でほしいという声がある。
○防犯・防災などにおける 困りごとや意見	・地震や災害があった時には、ヘルパー自身も自分の身を守らないといけない。そうすると、一人暮らしの人は近所づきあいをしないとけない。人のつながりは大事である。 ・市役所から総合庁舎に行く道や図書館までの道に、点字ブロックがないので行きにくいという声がある。
○相談支援における困り ごとや意見	・苦情や相談を受けたときに、相談しに行くところの受け皿がほしい。自分たちではどうにもならないときがある。
○地域とのかかわりに関 する困りごとやご意見	・外に出るのが大変である。一応行事にほとんどの会員が参加はしてくれている。 ・行事を知る手段として、回覧板が周ってくるが、何の回覧板なのかわからない時があるので聞くようにしている。

【桜井市肢体障害者協会】

項目	主な意見
○障害のある人に対する周りの理解の現状や問題	・あまり以前と理解や差別については、変わった部分はないと感じている。 ・一方で、不自由さを感じることは少なくなった。
○移動手段やバリアフリー等における困りごとや意見	・車いすに乗っていると、影響はある。車いすに乗っている人は、不便を感じているのではないか。
○障害のある人の就労移行や就労支援に関する困りごとや意見	・定年前の方は、働いている方が多い。ほとんどの方が就労（会社勤め）されている。
○福祉サービスの利用にあたっての困りごとや意見	・ヘルパーを使って、お手伝いしてもらっている人、デイサービスに行っている人は多いのではないか。 ・介護保険サービスでサービスを使っている人が多い。
○文化・スポーツ、レクリエーション活動に関する困りごとや意見	・福祉まつりでも、一人でも多く来てもらうように、催しを考えているが、なかなか集まらない。 ・みんなが参加しやすいイベントにした方がいいのではないか。 ・福祉以外の人にもっと関心をもってもらうことが重要である。
○地域とのかかわりに関する困りごとや意見	・地域とのかかわりについては、積極的には参加はしていない。 ・横のつながりが無い。これは今後の課題である。
○その他市の福祉施策に関する要望	・会員が減らないようにしないといけない。会員の確保が課題である。高齢化になっている。入会する人が少ない。 ・新規で会員にある人は、ほとんどいない。（会員が増えれば、活発な活動ができると思うが。）

【桜井市肢体不自由児（者）父母の会】

項目	主な意見
○障害福祉サービスに関する情報提供について	・養護学校でも、制度が変わった時に、勉強会を行うと思うが、それを細かくみんな把握できているわけではない。みんなにいきわたるのは難しい。 ・市役所から教えてくれない。聞きに行くと初めて教えてくれる。市役所からの発信がなかなかない。 ・会に入っているのに、耳に入るが、入っていない人はもっと困っているかも。ネット社会なので、勉強されている人もいると思うが、共有ができればいいと思う。 ・相談支援事業所で、仕組みをつくって、切れ目のない支援をつくっていく必要がある。
○移動手段やバリアフリー等における困りごとや意見	・バリアフリーはまだ行き届いていない。 ・公共施設で、車いすでの移動が大変である。 ・車の出はiriがしにくい。
○防犯・防災などにおける困りごとや意見	・何かあった時に、障害者が家にいるということで、つきあいが大切である。民生委員からすると、個人情報のこともあり、当事者から声を出さないといけない。近所の付き合いは大事。いざ、何かあった時に、どれくらいの人々が助けてくれるのか。

項目	主な意見
○防犯・防災などにおける困りごとや意見	・避難訓練には出ていきにくい、あれば周りの方にも知ってもらえるのではないかと。自立支援協議会でも自主防災会に地域差があることが話題として出てくる。
○福祉サービスの利用にあたっての困りごとや意見	・親が年をとったり、子どもが大きくなるほど、外出は親が大変になってくる。移動支援は重要である。もう少し、移動支援を使いやすくしてほしい。 ・支援計画をつくるときは、かかわる人がみんな集まって行っている市町村がある。ヘルパー1人をお願いをしているわけではない。いろんな人がよって、計画をたててもらえれば一番いい。 ・困った時に相談できる機能がないといけない。相談員が抱える件数が多く、市も考えていかないとけない。 ・成年後見人制度は、親が高齢化になると、後見人になってもらっている人にも入ってもらう必要がある。
○医療機関受診の際などにおける困りごとや意見	・少し風邪を引いたというときには、地域の開業医にお世話になる。最近の病院はバリアフリーになっているが、昔からの病院は車いすではいけず、違うところに行かなければならない時がある。近くでの開業医に協力をしてほしい。 ・病院のリストをつくってほしい。 ・休みの時の医療受診について考えてほしい。
○文化・スポーツ、レクリエーション活動に関する困りごとや意見	・親が連れていくのは大変なので、移動支援を使って、参加はしている。 ・市民とのふれあいを行っていきたいが、参加しているのは障害者の団体、関係者ばかりで意味があるのかという意見もある。内容を検討することはいいことだと思う。
○その他市の福祉施策に関する要望	・公共の施設で、あたらしくつくるときには、トイレに大人用のおむつ交換のベッドが必要。民間の方が進んでいる。

【桜井市手をつなぐ育成会】

項目	主な意見
○障害のある人に対する周りの理解の現状や問題	・医療機関に対して、障害者の理解及び連携が必要。拒否されることもある。 ・知的障害者も特性である。障害特性を理解してほしい。行政からも働きかけをしてほしい。 ・子どもと親が動くので、親が説明するので、差別を受けたこともあまり感じない。ひとりで行動する子どもは感じていることもあると思う。ひとりで行動できる子の方が、差別を受けている。 ・誤解されることも多いので、啓発することで、解消していかないとけないと思う。行政から働きかけたほうが、効果は大きいのでは。
○障害福祉サービスに関する情報提供について	・サービスの制度を知らない人が多い。周知してほしい。 ・気軽に相談できる窓口の周知してもらえればよい。親も高齢化しており、なかなか自分から情報を入手することができない。

項目	主な意見
○住まいの場に関する困りごとやご意見	・洋式でないとトイレはできない。洋式トイレが少ない。トイレの問題は大きい。改善はしてほしい。
○移動手段やバリアフリー等における困りごとや意見	・思いやり駐車場は、少しずつ普及されているが、周知されていない。制度ができていのに、申請をしている人も少ない。一般の人知らない。
○防犯・防災などにおける困りごとや意見	・地域との連携を図れるシステムを構築してほしい。明確に連携できるように、システムとしてつくってほしい。 ・災害が起きた時の、避難所で支援をしてもらうが、先頭に立ってコーディネートできる人材を育成してほしい。
○障害のある人の就労移行や就労支援に関する困りごとや意見	・中程度の発達障害者に向けて、企業の支援体制を構築してほしい。どのような支援をしたらスムーズに動けるのか、わかってもらえるように働きかけてほしい。 ・就労支援センターと連携をとりながら、進めていく。
○福祉サービスの利用にあたっての困りごとや意見	・入所施設が少ない。グループホームも少ない。 ・年齢が上の親は、サービスを使用しないで、育てているので、自分たちでやらないといけないという意識がある。徐々に託していくことをしていかないと、親がいなくなったときに、大変になる。
○相談支援における困りごとや意見	・相談支援の充実を行ってほしい。

2 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 26 日

告示第 93 号

(設置)

第 1 条 本市の障害者福祉施策に関し、その基本理念を定め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に基づく桜井市障害者福祉基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に基づく桜井市障害福祉計画(以下これらを総称して「計画」という。)を策定するため、桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 桜井市障害者福祉基本計画の策定に関すること。
- (2) 桜井市障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員(以下「策定委員」という。)は、20 名以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 策定委員の任期は、策定委員会設置から計画策定の完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 策定委員会に会長及び副会長を置き、会長、副会長は策定委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 策定委員会は、策定委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した策定委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め意見又は説明を求めることができる。

(検討委員会の設置)

第 7 条 策定委員会は、計画を適正かつ円滑に策定するために必要な連絡調整を行うため、必要に応じて桜井市障害者福祉基本計画等策定庁内検討委員会(以下この条において「検討委員会」という。)を置くことができる。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は福祉保険部長を、副委員長は福祉保険部次長を、委員は別に定める者をもって充てる。

4 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

5 委員長は、会務を掌握し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、福祉保険部社会福祉課において行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日告示第 50 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日告示第 92 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会 委員名簿

学識経験者	天理大学 人間学部 人間関係学科 社会福祉専攻 教授	渡辺 一城	会長
桜井市障害者地域自立支援協議会	会長	高瀬 一代	副会長
桜井市議会代表	文教厚生委員長	札辻 輝巳	
桜井地区医師会代表	理事	坂口 泰弘	
桜井市自治連合会代表	会長	河合 淳好	
桜井市社会福祉協議会代表	会長	奥田 武一	
奈良県中和保健所	所長	山田 全啓	
桜井公共職業安定所	所長	中筋 英司	
桜井市民生児童委員	会長	東 幸次郎	
桜井市ボランティア連絡協議会	会長	奥田 武一	
桜井市障害者（児）団体連合会	会長	松村 正晃	
精神障害者当事者団体	なゆたの会 会員	新谷 眞知子	
県立養護学校	奈良県立明日香養護学校 教諭	植平 裕正	
桜井市教育委員会事務局	局長	竹田 勝彦	
桜井市社会福祉協議会事務局	局長	松井 敏之	

4 桜井市障害者福祉基本計画策定庁内検討委員会 委員名簿

福祉保険部長	委員長	西川 昌秀
福祉保険部次長（兼高齢福祉課長）	副委員長	石田 幸余
社会福祉課長		斉藤 和成
児童福祉課長		数内 誠一
保険医療課長		井前 千秋
けんこう増進課長		村嶋 和美
地域包括ケア推進室長		芝谷 喜美子
こども未来課長		松田 浩資
行政経営課長		尾田 敏浩
人権施策課長		松田 量善
危機管理課長		井上 紀美
都市計画課長		山田 誠一
商工振興課長		遠藤 政男
学校教育課長		檜原 祥弘

5 桜井市障害者福祉基本計画の策定経緯

日時	内容
平成 28 年 7 月 21 日	第 1 回 桜井市障害者福祉基本計画策定庁内検討委員会 議事 (1) 桜井市障害者福祉基本計画の策定趣旨及び障害福祉施策の動向について (2) 障害者を取り巻く現状について (3) 桜井市障害者福祉基本計画の策定スケジュールについて
平成 28 年 7 月 26 日	第 1 回 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会 議事 (1) 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員の委嘱について (2) 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会の会長及び副会長の選出について (3) 桜井市障害者福祉基本計画の策定趣旨及び障害福祉施策の動向について (4) 障害者を取り巻く現状について (5) 桜井市障害者福祉基本計画の策定スケジュールについて
平成 28 年 9 月 6 日 ～ 9 月 14 日	桜井市「障害者福祉基本計画」策定のためのアンケート調査の実施
平成 28 年 12 月 22 日 12 月 26 日	障害福祉基本計画策定のためのヒアリング調査の実施
平成 29 年 1 月 5 日	第 2 回 桜井市障害者福祉基本計画策定庁内検討委員会 議事 (1) アンケート調査の結果、実施事業評価について (2) 計画の体系について
平成 29 年 1 月 6 日	第 2 回 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会 議事 (1) アンケート調査の結果、実施事業評価について (2) 計画の体系について
平成 29 年 1 月 19 日	第 3 回 桜井市障害者福祉基本計画策定庁内検討委員会 議事 (1) 桜井市障害者福祉基本計画（案）について
平成 29 年 1 月 19 日	第 3 回 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会 議事 (1) 桜井市障害者福祉基本計画（案）について
平成 29 年 1 月 23 日 ～ 2 月 3 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 2 月 6 日	第 4 回 桜井市障害者福祉基本計画策定庁内検討委員会 議事 (1) 桜井市障害者福祉基本計画（案）の承認について
平成 29 年 2 月 6 日	第 4 回 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会 議事 (1) 桜井市障害者福祉基本計画（案）の承認について

6 用語説明

ア 行

〔一般就労〕

障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。在宅就労や起業なども含まれます。

〔インクルーシブ教育〕

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ教育の仕組みのことをいいます。障害のある子どもが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

〔NPO〕

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称をいいます。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のことを指します。

カ 行

〔学習障害（LD）〕

Lerning Disabilities の略。軽度発達障害の1つで、全般的な知的発達には著しい遅れはともなわないが、学習や対人関係に困難を示す障害のことを指します。

〔共生社会〕

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会をのことをいいます。

〔居住系サービス〕

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等、利用者に居住の場を提供する障害福祉サービスの総称です。

〔ケアマネジメント〕

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法です。

〔合理的配慮〕

「障害者権利条約」の第2条で定義が示されています。具体的には、障害のある人が障害のない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことを言う。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という条件が付けられます。

サ 行

〔災害時要援護者〕

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時に適切な防災活動をとることが特に困難な人々で、一般的に、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・日本語が不自由な外国人などがあげられます。

〔自閉症〕

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害のことを指します。

〔障害支援区分〕

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。非該当から区分6までで認定されます。

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）〕

障害者自立支援法に代わって、平成25年4月1日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされました。「障害者総合支援法」とも呼ばれます。

〔ジョブコーチ（職場適応援助者）〕

障害のある人が就労する際に一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者をいいます。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、障害のある人が円滑に就労できるように、事業主や同僚、障害のある人の家族に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善を行うなど、支援環境づくりに関わる人のことをいいます。

〔身体障害者手帳〕

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳。各種の福祉サービスを受けるために必要となります。

〔精神障害者保健福祉手帳〕

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付される手帳です。

〔成年後見制度〕

高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

〔相談支援専門員〕

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。

タ 行

〔地域活動支援センター〕

障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型があります。

〔地域自立支援協議会〕

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。

〔地域生活支援事業〕

指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」があります。

〔地域福祉権利擁護事業〕

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業のことを指します。

〔注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）〕

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、年齢あるいは発達に釣り合いな
ない注意力の欠如、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障
をきたすものをいいます。

〔特別支援学校〕

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上ま
たは生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。

〔特別支援教育〕

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立
や社会参加に向けた取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じて
能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うものを
いいます。

〔トライアル雇用〕

公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって、特定の求職者を短期間の試用期間を設け
て雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まると
いう制度のことをいいます。

ナ 行

〔難病等〕

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障害をもたらす慢
性疾患の総称のことです。

〔日中活動系サービス〕

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期
入所（ショートステイ）等、利用者に日中の居場所や活動の場を提供する障害福祉サービスの
総称です。

〔ノーマライゼーション〕

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、その
あるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法のことを
いいます。

ハ 行

〔発達障害〕

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものを指します。

〔バリアフリー〕

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去しようとすることをいいます。段差などの物理的障壁の除去を意味することが多いですが、より広く、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

〔PDCAサイクル〕

行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方のことをいいます。

〔福祉的就労〕

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行うことをいいます。

〔法定雇用率〕

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は2.3%、都道府県等の教育委員会が2.2%、民間企業は2.0%とされています。

〔訪問系サービス〕

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等、在宅の障害者が利用する障害福祉サービスの総称です。

〔補装具〕

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがこれに含まれます。

〔ボランティア〕

誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会を目指し、身近なところでできることを自らすすんで活動することをいいます。原則として「自主性・主体性」、「社会性・連帯性」、「無償性・無給性」、「創造性・開拓性・先駆性」が必要です。

ヤ 行

〔ユニバーサルデザイン〕

「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであるが、障害者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なり、特別な製品や調整をすることなく、可能な限りすべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザインのことをいいます。

ラ 行

〔ライフステージ〕

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を指します。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・老後・死に至るまでのそれぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験すること、また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがあります。

〔リハビリテーション〕

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいいます。他に、「権利の回復・復権」「犯罪者の社会復帰」などの意味合いも含んでいます。

〔療育〕

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。